

小値賀町議会第一回定例会
(第二日目)

一、出席議員 十二名

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一
二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

近 黒 立 横 伊 岩 松 末 浦 小 土 加
藤 崎 石 山 藤 坪 永 永 辻 川 山
一 政 隆 弘 忠 義 勇 一 英 隆 重 雅
輝 美 教 蔵 之 光 治 朗 明 郎 佳 徳

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	助役	収入役	教 育 長	総 務 課 長	財 政 課 長	住 民 課 長	産 業 振 興 課 長	産 業 振 興 課 長	建 設 課 長	診 療 所 事 務 長	空 港 管 理 事 務 所 長	教 育 次 長	農 業 委 員 会 事 務 局 長	保 育 所 長
山 田 憲 道	三 浦 清 敏	神 川 清	巖 充 也	大 黒 泰 三	西 村 久 之	谷 井 良 一	筒 井 英 敏	松 本 充 司	中 村 敏 章	吉 元 勝 信	平 野 久 之	西 脇 浩 三	熊 脇 一 也	松 永 一 誠

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 升

永 水

清 裕

美 司

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第一回定例会

平成十八年三月八日（水曜日）

午前九時三十八分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（ 加山雅徳議員 ・ 土川重佳議員 ）
- 第二 議案第二一号 平成十七年度小値賀町一般会計補正予算（第六号）
- 第三 議案第二二号 平成十七年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）
- 第四 議案第二三号 平成十七年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）
- 第五 議案第二四号 平成十七年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）
- 第六 議案第二五号 平成十七年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）
- 第七 議案第二六号 平成十七年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）
- 第八 議案第二七号 平成十八年度小値賀町一般会計予算
- 第九 議案第二八号 平成十八年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 第十 議案第二九号 平成十八年度小値賀町老人保健事業特別会計予算
- 第十一 議案第三〇号 平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計予算
- 第十二 議案第三一号 平成十八年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算
- 第十三 議案第三二号 平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計予算
- 第十四 議案第三三号 平成十八年度小値賀町渡船事業特別会計予算
- 第十五 議案第三四号 平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算

午前九時三十八分開議

議長（近藤一輝） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、一番・加山雅徳議員、二番・土川重佳議員を指名します。

日程第二、議案第二一号、平成十七年度小値賀町一般会計補正予算（第六号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） おはようございます。

議案第二一号、平成十七年度小値賀町一般会計補正予算（第六号）について説明いたします。

今回の補正予算は、普通交付税の額の確定による増額補正、国庫支出金・県支出金等の補助対象事業費の決算見込みによる補正、それに伴う地方債の補正、離島開発総合センターアスベスト撤去工事が主なものでございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ四千七百万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十九億二千六百五十万円とするものでございます。

第二条「繰越明許費」は、小値賀漁港特定漁港整備工事地元負担金及び離島開発総合センターアスベスト撤去工事が年度内に竣工できませんので、繰り越すものでございます。

第三条「地方債補正」は、離島開発総合センターアスベスト撤去工事に伴う地方債の追加及び柳漁港地域水産物供給基盤整備事業・小値賀漁港特定漁港整備工事地元負担金・小浜港区公営住宅建設事業の入札による事業費の減額に対する地方債の限度額の変更でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により概要を説明いたします。

歳入では、一款・町税、四項・町たばこ税、一目・町たばこ税を九十三万五千円減額し、補正後の町たばこ税の総額を一
千六百八十二万七千円としております。

三款・利子割交付金、一項・利子割交付金、一目・利子割交付金を六十八万二千円減額し、補正後の利子割交付金の総額
を百一十一万八千円としております。

九款・地方交付税、一項・地方交付税、一目・地方交付税四千三百二十二万一千円の増額は、普通交付税の額の確定によ
る三百二十二万一千円の追加及び特別交付税四千万円を追加し、地方交付税の総額を十八億三千五百五十四万七千円として
おります。

十一款・分担金及び負担金、二項・負担金、一目・民生費負担金を六万一千円減額、同じく二目・教育費負担金を六千円
減額し、負担金の総額を八十八万二千円としております。

十二款・使用料及び手数料、一項・使用料、一目・総務使用料を二万八千円減額、同じく二目・民生使用料を百二十九
円増額、七目・教育使用料を九万三千円増額し、使用料の総額を二千九百二十九万七千円としております。

十三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・民生費国庫負担金を百一十五万五千円増額し、国庫負担金の総額を三千三百
四十九万七千円としております。同じく二項・国庫補助金、一目・民生費国庫補助金百八十七万七千円の減額、同じく四目・
土木費国庫補助金六百五十八万円の減額は、離島開発総合センターアスベスト撤去工事に伴う国庫補助金三十万円の増
額・小浜港区公営住宅建設事業の入札による九百六十八万円の減額でございます。同じく六目・教育費国庫補助金を九万二
千円減額し、国庫補助金の総額を六千五百六十二万七千円としております。同じく三項・委託金、一目・総務費委託金九万
円の増額、二目・民生費委託金を九万三千円減額し、委託金の総額を六百十六万二千円としております。

十四款・県支出金、一項・県負担金、一目・総務費県負担金八十一万二千円の減額、同じく二目・民生費県負担金を二百
三十万六千円増額し、県負担金の総額を三千八百十四万円としております。同じく二項・県補助金、二目・民生費県補助金
三百三十一万三千円の減額、同じく三目・衛生費県補助金百二十九万八千円の増額、同じく四目・農林水産業費県補助金百
九十六万五千円の減額、同じく八目・教育費県補助金を二万五千円減額し、県補助金の総額を一億六千六百八十一万六千円
としております。同じく三項・委託金、一目・総務費委託金四十六万三千円の減額、二目・民生費委託金一万三千円の増額、

四目・農林水産業費委託金十二万円を増額し、委託金の総額を四千六百五十七万二千円としております。

十五款・財産収入、一項・財産運用収入、一目・財産貸付収入六十万一千円の減額、二目・利子及び配当金二十七万七千円を減額し、財産運用収入の総額を五百七十四万六千円としております。

十六款・寄附金、一項・寄附金、二目・総務費寄附金十五万九千円の増額、三目・民生費寄附金四十三万三千円の増額、四目・衛生費寄附金七十五万四千円の増額、七目・教育費寄附金二十八万円を増額し、寄附金の総額を二百四万六千円としております。

十七款・繰入金、一項・基金繰入金、二目・振興基金繰入金三千九百四十九万四千円の減額、三目・まちづくり担い手育成基金繰入金百五十二万六千円の減額、七目・社会体育施設整備基金繰入金二百五十万円の減額、八目・減債基金繰入金四千万円の減額、九目・中山間ふるさと活性化基金繰入金六千円を減額し、基金繰入金の総額を六千二百二十二万二千円としております。

十九款・諸収入、四項・雑入、五目・雑入を三百三十七万四千円増額し、雑入の総額を九千二百三十四万三千円としております。

二十款・町債、一項・町債、四目・農林水産業債百六十万円の減額、六目・土木債六百万円の減額、八目・教育債を六百八十万円増額し、町債の総額を二億三百万円としております。

歳出では、二款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費二百七十二万二千円の減額は、庁舎関係修繕料百九万円の減額・総合行政システム委託料百三十六万二千円の減額が主なものでございます。同じく二目・文書広報費十九万二千円の減額、同じく五目・財産管理費百二十四万五千円の増額、同じく六目・企画費五十八万三千円の減額、同じく八目・空港費四百五十万円の減額、同じく十一目・ふるさと創生事業費を百六十七万五千円減額し、総務管理費の総額を三億三千四百五万一千円としております。同じく二項・徴税費、二目・賦課徴収費を二十九万三千円減額し、徴税費の総額を二千九百六十八万二千円としております。同じく三項・戸籍住民基本台帳費、一目・戸籍住民基本台帳費を四万円減額し、戸籍住民基本台帳費の総額を八百三十九万四千円としております。同じく四項・選挙費、五目・県知事選挙費を七十八万六千円減額し、選挙費の総額を一千四万九千円としております。同じく五項・統計調査費、一目・統計調査総務費五千円の減額、二目・国土調査費を三十一万円減額し、統計調査費の総額を四千六百七十九万円としております。

三款・民生費、一項・社会福祉費、一目・社会福祉総務費六百八十二万八千円の減額は、国保特別会計繰出金一千四十一万七千円の減額・老人保健特別会計繰出金一千二百三十三万三千円の増額・介護保険特別会計繰出金七百四十七千円の減額が主なものでございます。同じく二目・国民年金事務費五万二千円の減額、同じく三目・老人福祉費百二十八万六千円の減額、同じく四目・身体障害者福祉費を百九十六万三千円減額し、社会福祉費の総額を二億九千九百二十五万九千円としております。同じく二項・児童福祉費、一目・児童福祉総務費十一万九千円の減額、同じく二目・母子福祉費一万二千円の減額、同じく三目・児童福祉施設費は財源調整でございまして、児童福祉費の総額を七千七百七十万三千円としております。

四款・衛生費、一項・保健衛生費、一目・保健衛生総務費百万一千円の増額、同じく二目・予防費二十四万円の減額、同じく三目・環境衛生費十三万円の減額、同じく四目・健康増進費を二百三十一万六千円減額し、保健衛生費の総額を一億二千六百二十万一千円としております。同じく二項・清掃費、一目・塵芥処理費六十一万円の減額、同じく二目・し尿処理費を六万円減額し、清掃費の総額を八千二百二万一千円としております。

五款・農林水産業費、一項・農業費、一目・農業委員会費十四万三千円の減額、同じく二目・農業総務費は財源調整、同じく三目・農業振興費百三十七万七千円の減額は、担い手公社運営費補助金百六十二万五千円の減額が主なものでございます。同じく四目・畜産業費百五十七万七千円の減額、同じく五目・農地費九十三万三千円を減額し、農業費の総額を二億一千八百一十一万一千円としております。同じく二項・林業費、一目・林業振興費を四十五万七千円減額し、林業費の総額を二百九十四万一千円としております。同じく三項・水産業費、二目・水産業振興費三十万円の減額、同じく三目・水産施設費は財源調整、同じく四目・漁港管理費二百五十二万三千円の減額、同じく五目・漁港建設費百三十五万八千円の減額は、柳漁港地域水産物供給基盤整備工事百五十九万二千円の減額が主なものでございまして、水産業費の総額を二億一千二百八十四万四千円としております。

六款・商工費、一項・商工費、一目・商工総務費は財源調整、同じく二目・商工業振興費六十一万三千円の増額、同じく三目・観光費は財源調整、同じく四目・じげもん振興費を六十五万円減額し、商工費の総額を四千四百十四万五千円としております。

七款・土木費、一項・土木管理費、一目・土木総務費五百八万七千円の減額は、下水道事業特別会計繰出金五百十万円の減額が主なものでございまして、土木管理費の総額を一億九万一千円としております。同じく二項・道路橋梁費、二目・道

路維持費を百六万九千円増額し、道路橋梁費の総額を一千七百九十一万八千円としております。同じく三項・住宅費、一目・住宅管理費百六万八千円の減額、同じく二目・住宅建設費の一千四百四万九千円の減額は、公営住宅建設工事一千五十万八千円の減額が主なものでございまして、住宅費の総額を一億一千八百八十一万円としております。

八款・消防費、一項・消防費、一目・非常備消防費百九十八万円の減額、同じく二目・消防施設費を三十四万一千円減額し、消防費の総額を八千二百二十五万円としております。

九款・教育費、一項・教育総務費、一目・教育委員会費十二万二千円の減額、同じく二目・事務局費を六十四万四千円減額し、教育総務費の総額を四千二百九万三千円としております。同じく二項・小値賀小学校費、一目・学校管理費五十四万円の減額、同じく二目・教育振興費は財源調整でございまして、小値賀小学校費の総額を一千二百四十六万八千円としております。同じく三項・斑小学校費、一目・学校管理費十八万円の減額、同じく二目・教育振興費を六万一千円減額し、斑小学校費の総額を五百七十八万七千円としております。同じく四項・小値賀中学校費、一目・学校管理費六十万円の減額、同じく二目・教育振興費を百三十七万二千円減額し、小値賀中学校費の総額を二千六百八万九千円としております。同じく七項・社会教育費、一目・社会教育総務費五十四万一千円の増額、同じく二目・公民館費四十七万七千円の減額、同じく三目・総合センター費一千二十二万円の増額は、離島開発総合センターアスベスト撤去工事に伴う工事請負費一千万円が主なものでございます。同じく四目・歴史民俗資料館費二万三千円の増額、同じく五目・埋蔵文化財調査費六千円の増額、同じく六目・図書館費を三十三万七千円減額し、社会教育費の総額を七千七百三十三万七千円としております。同じく八項・保健体育費、一目・保健体育総務費を六十三万円の減額し、保健体育費の総額を二千三百六万三千円としております。

十一款・公債費、一項・公債費、一目・元金は財源調整でございまして。

十三款・予備費を十九万円の減額し、予備費の総額を六百三十六万五千円としております。

以上で、平成十七年度小値賀町一般会計補正予算（第六号）の概要を説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・町 税

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・利子割交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第九款・地方交付税

松永議員

六番（松永勇治） 地方交付税が四千三百二十二万一千円補正されております。その内訳として、普通交付税が三百二十二万一千円、これは追加交付で致し方ないと思えますけれどもですね、特別交付税がですね、去年の実績が約一億あまりあるわけですね。ところが、この四千万を加えますとですね、六千万しか今年特別交付税を計上していないということですね、後四千万円きた場合ですね、これを入れてですね、合計で出されたもんですけれども、これに似合う額が予算減額になつてるわけですね。そして基金繰入金ですね、振興基金を三千九百四十九万四千円減額してるわけです。

基金を温存することは、これは十分な需要をして基金を温存する財源があれば、これを繰り戻すことは一番大事なことでございますけれども、今のようですね、事業をカットしたりいろいろした中でですね、交付税を有効に使わない、恐らくですね、六千万円うちゅうことになる、後四千万円は繰越金にもっていくつもりで温存しているのか。

もう少しですね、交付税うちゅうものを初めからですね、もう少し思い切った積極的な予算の組み方をしてですね、特別交付税が三月の中旬頃に判るかわかりませんが、あまりにも差が大きいと、去年の実績からしてですね……。

当初、十二月交付については、この前、財政課長に聞きましたけれども、「大体去年並は大丈夫だ」という回答を受けております。そういうことからしてですね、もう少し基金を初め充てて、それを戻すためのなんか財政措置をされようかどうかございますけれども、その点、ひとつ説明をして下さい。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えいたします。

当初の予算ではですね、議員さんがよくお解りのようにですね、地方交付税というのは大体配分される額よりも少なく予算額を計上しております。当初の時点はですね、普通交付税だけしか計上しておりません。

というのは、まだはつきり判らないためにですね、一応低く抑えて、それに見合う分を基金から繰り入れて財源調整をし

ているということでございます。

現在、第六号の時点では、普通交付税が確定しましたので、この金額を補正させていただきました。

特別交付税についてはですね、十二月に交付された分がありますけれども、それ以後にですね、東北辺りの雪の被害が多かったもんですから、減額になる可能性があるというふうな通知を受けておりますので、大体一億ぐらいくるんではないかなという予想をしておりますけれど、当初の時点で私も説明したとおりですね、大体一九・何パーセント、約八千万円ぐらいになるんじゃないかというふうな予想を当初立てておりました。それに十二月の交付が多かったために大体昨年並みにくるんではないかなあというふうな予想をしておりますけれども、雪の災害がありましたためにですね、「その分を頭に入れて予算を組んで下さい。」というふうなことで県から通知があつておりますので、実際的には八千万ぐらいはくるかなあとは思つてはおりますけれど、一応六千万で今回計上させていただきました。

そういうことです。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 特別交付税が、私が十二月に聞いた場合はまだ去年並みやないかと、私はもう少し増えるんじゃないかと思つたことを申し上げましたけれども、これはもう判らないことですからね、財政課長の話では去年並みは大丈夫だろうと……。その後、東北の方で雪とか雪崩とかいろいろ事故があつておりますので、その方にまわされるんじゃないかということ、まあ財政課長の言うことを私がどうのこうのは申しませんが、もう少しですね、今の話ではまた八千万ぐらいは大丈夫じゃなかるうかということであればですね、オーバーは出来ませんでしょうかね、もう少し積極的な、本当の財政科目に匹敵する地方交付税はですね、十分組み込んでですね、町のいろいろな事業を推進していくという積極的な気持ちをもってやっていたきたいと思つています。

以上でございます。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） その点は十分理解しております。

ですけど、今回の十七年度の予算の中ではですね、やるべきことは、事業をちゃんとこなしているというふうに私は理解しております、この交付税もですね、その財源に充てた分以外の分はですね、十九年度以降の財政状況がどうなるか判り

ませんので、まだ基金の方に戻しえておりませんが、なるだけ基金の方に貯めてですね、それに備えておきたいというふうに考えております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十一款・分担金及び負担金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十二款・使用料及び手数料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十三款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十四款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十五款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十六款・寄附金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十七款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十九款・諸収入

十番（立石隆教） 製塩事業収入が見積りよりも下回っておりますが、減額補正がなされてますけども、見積りどおりに上がってこなかったということなんです。この辺の見積り違い、どこに問題があったのかということ、どういふふう

に分析しているのか。

或いは、そういうことではなくて、何かの理由があつて減額補正になりましたということなのか、この辺のところの内容

立石議員

を伺いたいと思います。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏） お答えいたします。

当初、塩、それから『にがり』の分で三百六十万ほど売上げは出来るんじゃないかということで予算立てをいたしておりました。

それで、五月ぐらいから本格的に販売を始めたわけなんですけども、八月・九月ぐらいまでは順調に行くかなというふうなところにこちらの方では捉えておったんですが、段々売上げも下がっていくということもありましたけども、町外の方で、小値賀出身の方ですけども、大きな店舗を持つてるといふ方との交渉もいたしまして、上手いこといくかなという思いもあつたんですけども、値段がちよつと小値賀の塩が高すぎると、もうちよつと下げればどうにかならぬかなということもあつたんですけども、その交渉も上手いこといきませんで、後、私たちの方も販売の方には努力はいたしましたけども、なかなか売上げが上がらないと、塩の単価が九十グラムで二百七十円ですか、ちよつと高いかなということもございました、そこら辺で伸び悩みがあつたかなということもございまして、ずうつと十一月・十二月を見てみますと、売上げがなかなか伸びないということと減額をさせていただきました。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 立石議員の今の質問に関連してお尋ねをいたします。

そうすると、事業収入が三百六十万が二百四十万引かれますとですね、半分以上の減額で百五十六万ぐらいしかないわけですね。そうした場合に、この百五十六万の売上げに対してですね、経費はどのくらいかかっているのか。投資的な経費は要りません。小屋を建てるとか。そういうふうなことじゃなくてですね、臨時雇賃金とか、そういうふうなものを含めた、ちやんと収支をとっておられるから判ると思いますので、お尋ねいたします。

そして、今後も続けられていくのかどうか。製塩事業をですね……

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏） おっしゃるとおり、売上収入は百五十六万をみております。それに係る経費は、倍以上かかります。まして三百九十二万を予定いたしております。

これから先のごことは町長の方に答弁させてもらいます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

当初ですね、そのくらいぐらいの売上げはあるんじゃないかと思っておりましたが、実は一番の誤算でありますのが、汗疹とかアトピーにいい『にがり』の販売が後れてですね、ちよつとその分が七・八十万ぐらいになるんじゃないかと思っておりますが、その分が減っております。

それから、商店街の方から、ウニの塩を付ける塩には大変いいと。だけど金額がちよつと高すぎるから、試験的には使つてみて大変美味しい塩ウニが出来たというのは伺っております。

そういうことで、町内と町外をですね、今後単価を変えて販売をしたいということで、去年五月以降から売り始めたというところもありますが、今後とも来年度もですね、なお一層努力して頑張りたいと思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二十条・町 債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第二款・総 務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・民 生 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・衛 生 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・農林水産業費

十番（立石隆教） 三目・農業振興費の、小値賀町担い手公社運営費補助交付金を百六十二万五千円減額しておりますけれ

立石 議員

ども、これの内容を説明して下さい。

議長（近藤一輝） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（松本充司） お答えいたします。

担い手公社の運営費補助金の減額につきましては、農業研修生が定員が四名でありますけれども、十七年度につきましては、募集をしたけども、一名の研修生しか採用がなかったということが主な原因であります。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第六款・商 工 費

松永議員

六番（松永勇治） 人件費が三百七十七万八千円現在の額に対して六十五万の臨時雇賃金ですが、こういうふうな一所懸命じげもん振興については取り組まれているようですけれども、この臨時雇賃金の減額の理由を教えてください。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏） お答えいたします。

じげもん振興費のところの臨時雇賃金の減額でございますけれども、これは塩に係る分の臨時雇賃金の減額でございます。当初、二人の二十三ヶ月分を組んでおりましたけれども、病気、それから一人の方が会長さんをやっているということ、それから塩工場での怪我ではないんですけども、前からもついていた持病が出て通院したりとかということもございまして、六十五万円の減額をいたさせていただきました。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） そうすると、製塩事業につきましては、最初三百六十七万の経費やったんですけど、まともにこの人たちが病気がないで出ていた場合にはプラス六十五万の経費が要っていたということですね……。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏） 全額六十五万必ず要ったかということとはちよつとなかったかなと……。

と申しますのは、台風とか、それから雨の時はちよつと釜炊きが難しいということ、その時には休んでおりまして、その六十五万全部とは申しませんが、もう少し少ない減額にはなつたかなと思えます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第七款・土木費

立石議員

十番（立石隆教） 一目ですけれども、住宅管理費の修繕料が百万ほど減額になっております。

当初の見通しと、どこがどう違ったのか内容をお願いします。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

修繕料の減額補正でございますけど、予定しておりました住宅がですね、建替工事によって少しの間辛抱していただくというところで、建替工事によって対応するというところで減額しております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 二目の十五節ですが、公営住宅建設工事の減額、これも結構大きいので、いろんな努力がなされたのかなと思えますけれども、内容を説明願います。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

当初予定しておりました工事請負額と言いますものは、標準的な工事費で予算化しておりました。

で、実施設計にあたりまして減らすべき所と言いますか、コスト縮減を図りましてですね、これで何とか工事費の縮減を図ることが出来ました。

またそして、この工事の場合はですね、今までが電気機械設備工事を同時発注しておりましたけど、分割発注しております。そのため若干あるうかとは思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第八款・消防費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第九款・教育費

立石議員

十番（立石隆教） 二目ですが、十八節に備品購入として『ウイルス対策ソフト購入費』、これは予算の審議の時に実は「これは高すぎる。」と私は言ったものです。案の定、半分以上減額をしております。

これは、なぜこういうことが起こったのか理由を説明して下さい。

議長（近藤一輝） 教育次長

教育次長（西 浩三） これはその後、入札を行いました十三万一千円減額になっております。

実質はですね、二十一万の予算に対しまして、十三万一千円減額でございますので、購入価格は七万九千円となっております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十一款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

伊藤議員

八番（伊藤忠之） ちよつと聞き忘れたんで申し訳ありませんが、歳入・雑入のですね、十七頁です。

『ひとと木ふれあい推進事業補助』の内容の説明をお願いします。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

『ひとと木ふれあい推進事業補助』でございますけど、これは長崎県の林務の方が担当しております、県産材の流通拡大を狙ったですね、県の補助金制度でございます。

現在、公営住宅を建設しておりますけど、その対象工事費の約一〇%、これが県の補助金として支給されます。住宅建設に係る分の県産材を使用したことによる補助金でございます。

これは『木造化事業』と言いまして、木造住宅を造る公営住宅とか公共施設ですけど、造る場合に、県産材を使った場合にはですね、対象事業費に対して一〇%が交付されるようになっております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 今回の補正を全体的に見ましたときにですね、十二月に補正したり減額したりしたものについてですね、また扱われているということでございます。まだ一ヶ月か二ヶ月で、三月まで今月いっぱいあるわけですけども……。

もう少し十二月頃になると、予算の執行額に対する今後の見込額をですね、よく把握していただかないと、十二月に補正されたものがまた今度減額されたりですね、内容がどうもそのとき、もう少し慎重な予算の見積りに当ってはしていただきたいと思えます。

それと、さつきも申しましたけれども、この四千七百万円の減額につきましてはですね、大体基金に繰り戻す額の減額がなされとることでございますが、これはもう偶然かも知れませんが、さつき申し上げましたことについてはもう少し慎重な予算の組み方をさせていただきたいと思えます。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） 解りました。

十八年度の予算からと、前もなんか十七年度の予算からと言ったような記憶がありますけども、十分注意しましてですね、適正なる予算の組み方をしたいと思えますので、よろしく願います。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 十二頁です。歳入のところでございますが、十三款の国庫支出金、二項・国庫補助金。その四目・土木費国庫補助金のところで、優良建築物等整備事業補助金、これの内容の説明をお願いします。

それから、三十頁です。九款・教育費の、七項・社会教育費、三目・総合センター費の、アスベストの撤去工事が一千万ここで出ております。年度末になって、この予算を上げてるといふことで執行するのは難しいというふうに思いましたら、繰越明許費に上がってるんで、『出来ない』ということを判った上でこれを組んでいるということは何かの理由があるようですから、それを伺いたいと思えます。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

まず、第一点の土木費の国庫補助金の三百十萬の件でございますけど、これはセンターのアスベスト撤去工事に係る国庫補助金でございます。

それと、今回、工事請負費で一千万計上しておりますけど、これはですね、約三百平方メートル程度面積がございます。約、平米三万円ぐらいの工費がかかります。それで一応一千万として予定工費を計上しております。

今回、なぜ繰り越しが判っているのに予算計上したかという件でございますけど、十八年度におきましてはですね、この工事が殺到しまして果たして三分の一補助が出来るかということがございまして、県の方から「繰り越しでいいから、とにかく先倒してとらないか。」ということがございましたので、今回予算計上させていただいております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

末永議員

五番（末永一朗） 先ほどの、塩の件でちよつと伺いたいと思いますが、塩、にがり、それからゴマ塩もですね、なんか売れ残りで賞味期限切れになって店とば入れ替えしよるといふことは聞いたんですけれど、今のように売れねば、そういうような賞味期限切れが増えてくるんじゃないかと心配しているんですが、その辺の対応はどのように考えておりますか伺います。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏） お答えいたします。

確かに、にがりの塊、それからゴマ塩が約六ヶ月ですか、賞味期限が来て替えてるといふご指摘でございますけれども、にがりについては塊が出来ても本体には影響はございませんけども、見た目が悪いといふことで、その交換はしていきたいというふうに思っております。ゴマ塩についても賞味期限が来れば当然交換をしなければならぬというふうに思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『繰越明許費』についてご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

次に、第三表『地方債補正』についてご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二一号、平成十七年度小値賀町一般会計補正予算(第六号)を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第二一号、平成十七年度小値賀町一般会計補正予算(第六号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(近藤一輝) 起立全員です。

したがって、議案第二一号、平成十七年度小値賀町一般会計補正予算(第六号)は、原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。

― 休憩 ― 午前 十時 二十七分 ―

議長（近藤一輝） 再開します。

—再開— 午前 十時 三十七分 —

日程第三、議案第二二号、平成十七年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（谷 良一） 議案第二二号、平成十七年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）についてご説明いたします。

このたびの補正は、歳入歳出それぞれ百八十六万八千円を追加し、予算総額を四億七千二百二十万一千円にするものでございます。それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

七頁をお開き下さい。

第一款、一項・国民健康保険税、一目・一般被保険者国民健康保険税、一節・医療給付費分現年課税分四万円の減。二節・介護納付金分現年課税分十八万一千円の増。三節・医療給付費分滞納繰越分二十八万九千円の増。四節・介護納付金分滞納繰越分四万二千円の増。一目・退職被保険者等国民健康保険税、一節・医療給付費分現年課税分二十一万七千円の増。二節・介護納付金分現年課税分三万二千円の増。三節・医療給付費分滞納繰越分四万八千円の増。四節・介護納付金分滞納繰越分一万一千円の増。それぞれ十七年度の収納予定額を見込んでおります。

第三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、二目・療養給付費等負担金、一節・現年度分三百七十七千円の増。三月から十月までの実績により、推計・申請するものでございまして、約三六%が交付されるものでございます。三目、一節・高額医療費共同事業負担金十二万七千円の増。これは、国保連合会からの拠出額確定通知書による増額でございます。二項・国庫補助金、一目・財政調整交付金、一節・普通調整交付金一千五百七十二万五千円の増。普通調整交付金は、医療供給体制の整備状況や産業構造等の相違によって、医療費や所得に差異があり、市町村間における財政力の不均衡を調整するために交付されるものですが、その実績に基づいた増額となっております。二節・特別調整交付金九百八十九万一千円の増。「精神病にかかる療養給付費が多額であること」に対する特別調整交付金が交付されることが主な要因でございます。

第四款、一項、一目・療養給付費交付金、一節・現年度分二百七十二万九千円の減。退職被保険者に係る保険給付費の三月から十二月の実績を基に年間分を推計し交付されるもので、社会保険診療報酬支払基金の見込みによる減額でございます。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目・一節・高額医療費共同事業負担金十二万七千円の増。第三款・国庫支出金の高額医療費共同事業負担金と同様、国保連合会からの拠出額確定通知書による増額でございます。二目、一節・財政調整交付金四百三十二万八千円の増。県からの交付決定通知書による増額でございます。

第六款、一項、一目、一節・共同事業交付金七百七十二万一千円の増。一般被保険者の十二月から十一月までの、一件当たり七十万円以上の高額医療費を対象に交付されるもので、実績による増額となっております。

第八款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金、一節・保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)二百二十八万六千円の増。低所得者に対する国保税軽減額を、県・町が補てんするもので、七・五・二割軽減相当額を一般会計から国保特別会計に繰り入れることになっており、実績に基づく額になっております。二節・保険基盤安定繰入金(保険者支援分)六十一万七千円の増。低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減する制度でございます。一般会計から国保特別会計に繰り入れることになっており、実績に基づく額になっております。四節・出産育児一時金等繰入金四十万円の減。歳出、第二款、四項、一目・出産育児一時金の支給額の実績見込みに基づく減額でございます。五節・財政安定化支援事業繰入金一千二百九十一万九千円の減。医療費が上がり財源不足を予想しておりましたが、五款・県支出金の財政調整交付金及び、六款・共同事業交付金が多く交付される見込みでございます。二項・基金繰入金、一目、一節・財政調整基金繰入金二千六百七十七万三千円の減。医療費が上がり財源不足を予想していましたが、三款・国庫支出金の財政調整交付金が多く交付される見込みでございますので、それによる減額でございます。

第十款・諸収入、一項、一目、一節・町預金利子一千円の減。ペイオフ対策により利子はありませんので、費目設置分の減額でございます。二項、一目、一節・雑入一万二千円の増。国民健康保険無資格者が保険証を使用しておりましたので、町負担分を返還金として徴収したものでございます。

次に、歳出を申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、十二節・役務費十六万五千円の増。委託職員に係る社会保険料、

雇用保険料でございまして、新たに補助対象になりましたので計上しております。その他の節につきましては、実績見込みによるものでございます。三項、一目・運営協議会費は、国民健康保険運営協議会の実績見込みによる減額でございまして。

第二款・保険給付費、一項・療養諸費、一目・一般被保険者療養給付費四百五十六万六千円の増。三月から十二月診療分の実績を基に二月診療分までの医療費を推計しております。二目・退職被保険者等療養給付費、三目・一般被保険者療養費、四目・退職被保険者等療養費、いずれも、歳入費目の増減による財源組替でございまして。五目・審査支払手数料四万五千円の増。国保連合会によるレセプト処理の手数料で、三月までの実績を推計しております。二項・高額療養費、一目・一般被保険者高額療養費二百万円の減。二目・退職被保険者等高額療養費二十万円の増。四月から二月までの支給実績を基に三月支給分までを推計しております。三項・移送費、一目・一般被保険者移送費二十一万一千円の減。急患等のため、島の医療機関に瀬渡船等で移送する費用でございまして、当初、佐世保五件を見込んでおりましたが、佐世保二件の見込みでございまして。四項・出産育児諸費、一目・出産育児一時金六十万円の減。当初四件を見込んでおりましたが、二件の見込みでございまして。

第三款、一項・老人保健拠出金、一目・老人保健医療費拠出金四百六十二万四千円の増。二目・老人保健事務費拠出金七千円の増。いずれも、前々年度の老人医療費及び国保加入者数等が算出の基礎となるもので、これらの確定によるものでございます。

第四款、一項、一目・介護納付金十五万円の減。これにつきましても、前々年度の介護納付金額が算出の基礎となるもので、この確定によるものでございます。

第五款、一項・共同事業拠出金、一目・高額医療費拠出金。これは、歳入費目の増減による財源組替でございまして。

第六款、一項・保健事業費、一目・保健衛生普及費二千円の増。国保連合会による医療費通知の委託料の実績見込みによる増額でございまして。二項・健康管理センター事業費、一目・施設管理費は、いずれも、実績見込みによるものでございまして。二目・保健指導事業費は、いずれも、国保連合会補助の、家庭血圧測定事業の実績見込みによる節の組み替えでございまして。

第七款、一項・基金積立金、一目・財政調整基金積立金十一万五千円の減。財政調整基金の利子の減額によるものでございます。

第九款・諸支出金、三項・繰出金、一目・直営診療所施設勘定繰出金四百六十万円の減。歳入、第三款の特別調整交付金「へき地診療所運営費」分を全額診療所特別会計に繰り出すものでございまして、その減額によるものでございます。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・国民健康保険税

松永議員

六番（松永勇治） 国民健康保険税のですね、滞納額が何件でどのくらい今現在あるのかお尋ねします。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

十七年度についてはまだ調査をしておりますが、十六年度末は前回の議会のとときに答弁しましたが、今手元に資料を取り揃えておりませんので、どちらの部分も答えたらよろしいでしょうか？

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 十七年度です。時期が三月までありますけど、今現在、どのくらい残つとるのかつちゆうことです。滞納が…。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） 十七年度はまだ滞納ではございませんで、現在入っていない方は未納なんですけど、滞納ということになりますと、十六年度の末でよろしかったんですかね？

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 判らないようでしたら十六年度で、決算のときに載っていたと思うんですけども、ちよつとお知らせ願いたいと思います。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） 解りました。十六年度末の滞納者ということで後で数字はお知らせしたいと思います。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・療養給付費交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第六款・共同事業交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第八款・繰入金

松永議員

六番（松永勇治） 財政調整基金がですね、去年の決算の十六年度末ですね、二億四千三百万あまりあります。

で、条例を見れば判るんでしょうけど、運用についてはですね、先ほど聞きましたけど、数字がはつきりしておりませんけれども、滞納が増えているというようになるときにですね、やっぱり国民健康保険は非常にですね、誰もかれも納入が大変だということのような話も聞いております。

受益者に対する負担をですね、軽減するつちゆうことは『甘え』ということも出てきますので、これはどうかとは思いますが、すけれども、こういうふう国民健康保険税が上がってきますとですね、今のよう各家庭の収入ではなかなか他にも納める分もあるし、大変のようでございますので、今年、来年度つちゆうことじゃなくて、この財政調整基金の運用について、前は、そういうふうな税を軽減するために繰り入れるということは出来ないというふうな県のなんかがあったそうでございます。国・県の調整基金等によって、それによって財源が余ってくるわけですから、税金の余りで基金に入れていくんではなくて、依存財源によって生じたあれを基金に繰り入れていくわけですから、その点は十分解るわけですけど、運用の範囲がどの程度までになっているのかお尋ねをいたします。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） まず、税率を決めるときは『運営協議会』に諮って決めることになりましたですね、その中にはいろんな公益の代表とか、いろんな代表がおられますので、その方たちの意見を聴いて税率を決めることになっておりますですね、それで計算して足りない分は全部基金を取り崩すつもりでおります。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 「足りない分」と言う前にですね、住民に負担してもらおう額を決める前にですね、財政調整基金をいくらか充てて、今年どのくらいの給付が要ると、全体的な経費が要するという場合ですね、その前の時点で、基金の運用をして軽減策を執るといふようなことは出来ないかということですよ。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） これは今補正予算の件ですけど、補正予算でいうことなんですか？当初ということなんですか？

先ほど言いましたように、税率とかは運営協議会で決めますので、後不足分を基金を取り崩すというふうなことを考えているんですよ。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	五十六分	—
—	再開	午前	十一時	三分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

住民課長

住民課長（谷 良一） そういうことは出来ません。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

財政課長

財政課長（西村久之） 先ほど、松永議員の質問に答えを保留しておりましたので、お答えしたいと思います。

滞納は、平成二年度から始まっておりまして、総額三十五件で一千六百八十七万四千四百十八円です。

議長（近藤一輝） 第十款・諸 収 入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第二款・保険給付費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第三款・老人保健拠出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第四款・介護納付金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第五款・共同事業拠出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第六款・保健事業費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第七款・基金積立金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第九款・諸支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二二号、平成十七年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二二号、平成十七年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第二三号、平成十七年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（谷 良一） 議案第二三号、平成十七年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）についてご説明いたします。

このたびの補正は、歳入歳出それぞれ二千七十七万一千円を減額し、予算総額を五億一千四百八十一万九千円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、順次ご説明いたします。

七頁をお開き下さい。

第一款、一項・支払基金交付金、一目・医療費交付金、一節・現年度分一千六百二十九万七千円の減。交付額は、支払基金が試算する医療費総額の約五六％が交付されることになっており、医療費の試算につきましては、年度途中の実績を基に支払基金の計算方法で算出されます。交付額については、支払基金による見込額を基に見積り計上いたしております。二目・審査支払手数料交付金九万四千円の減。これも同様に、支払基金による見込額を基に見積り計上いたしております。

第二款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・医療費負担金、一節・現年度分一千四百七十八万円の減。国庫支出金は、国が試算する医療費総額の約二九％が交付されることになっております。交付額については、過去三年間の国庫支出金の実

績等から見込んでおります。

第三款・県支出金、一項・県負担金、一目・医療費負担金、一節・現年度分百九十三万三千円の減。県支出金につきましても、第二款・国庫支出金と同じように、試算医療費総額の約七%が交付されることになっております。

第四款・繰入金、一項、一目、一節・一般会計繰入金一千二百三十三万三千円の増。歳入の第一款、第二款、第三款で説明申し上げましたとおり、各交付元の方で独自の方法で医療費を試算し、それに対して交付率を乗じて交付されます。町が見積もる歳出の医療費総額に対して、交付元が試算する医療費が低いため、交付される見込額で不足する分を、一般会計から繰り入れるというものでございます。なお、実際の医療費の実績により、支払基金・国費・県費とも次年度精算交付されることになり、その場合、精算交付分は、平成十八年度補正予算に計上するかたちとなります。

次に歳出を申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費は、いずれも、実績見込みによるものでございます。

第二款、一項・医療諸費、一目・医療給付費二千万円の減。二目・医療費支給費六十二万三千円の減。三月から十二月診療分の実績を基に二月診療分までの医療費を推計しております。三目・審査支払手数料五万九千円の減。国保連合会及び社会保険診療報酬支払基金によるレセプト処理の手数料で、三月までの実績を推計しております。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・医療諸費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二三号、平成十七年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二三号、平成十七年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第二四号、平成十七年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（谷 良一） 議案第二四号、平成十七年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）についてご説明いたします。

この度の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ一千九百七十七万六千円を減額し、予算総額を三億一千七百八十四万三千円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

七頁をお開き下さい。

第一款・保険料、一項・介護保険料、一目・第一号被保険者保険料七十七万七千円の減額は、一節・現年度分保険料で、当初は平成十六年の所得段階により算出しておりましたが、平成十七年の実績と三月までの見込みにより減額といたしました。

第四款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・介護保険給付費負担金百四万三千円の増額は、一節・現年度分で、平成十七年三月から十一月までの保険給付費の実績等を基に、国が推計した内示額による増額であります。実際には、内示額より精算額は下がるため、その差額につきましては、次年度に返還することになります。二項・国庫補助金、一目・調整交付金二万三千円の減は、平成十六年十二月から平成十七年十一月までの実績を基に国が推計した内示額による減額であります。三目・事業費補助金四十万円の増額は、保険者システム改修費内示額の十五万七千円の増額と、要介護認定モデル事業費の内示額二十四万三千円の合計であります。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目・介護給付費負担金二百八十九万六千円の減額は、平成十七年三月から十一月までの保険給付費の実績等を基に、県が推計した内示額による減額であります。

第六款、一項・支払基金交付金、一目・介護給付費交付金一千四十七万六千円の減額は、平成十七年十一月までの保険給付費の実績等を基に、社会保険支払基金が試算した内示額に基づき減額としております。

第七款・繰入金、一項・一般会計繰入金、一目・介護給付費繰入金二百八十九万六千円の減額は、平成十七年三月から十一月までの保険給付費の実績等を基に、十七年度における年間の保険給付費総額を見込み、町負担金を算出し減額としてお

ります。二目・その他一般会計繰入金四百十五万一千円の減額は、歳出の保険給付費の減額に対し、逆に歳入の国庫負担金が増額となり、その差額分をその他一般会計繰入金で減額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、十三節・委託料二百二十六万八千円は、制度改正に伴うシステム改修費の追加が生じたことによるものであります。十八節・備品購入費十四万九千円は、国への要介護認定情報を送信するシステムが、現在のパソコンでは対応できなくなったことにより、新たにパソコンを購入するものであります。この事業の該当する部分につきましては、国庫補助金より二分の一の補助があります。十九節・負担金、補助及び交付金のうち、低所得者特別対策事業費分の九万六千円の減は、実績見込みによるものであります。社会福祉法人等による生計困難者に対する補助の十二万四千円の増額は、制度改正に伴う事業対象者数の増によるものであります。三項・介護認定審査会費、二目・認定調査等費十七万円の減額は、介護認定申請件数が当初見込みに対して減になることに伴う主治医意見書作成手数料及び訪問調査委託料の減額であります。

第二款・保険給付費、一項、一目・介護サービス等諸費一千八百八十四万二千円の減額は、一月時点までの保険給付費の実績等を基に、年度末までの介護サービス等諸費の総額を試算しましたところ、減額になるものであります。これは、本年の要介護認定において、要支援者が増え、要介護者が減ったことによる介護サービス利用量の減少と、施設利用者への入院、死亡等による入れ替わりにより、待機者が行っていたホームヘルプやデイサービス、短期入所の利用の減少があります。そのほか認知症グループホーム入居者が年度途中でいなくなったことによるもの等があります。四項・高額介護サービス等費、一目・高額介護サービス費三十八万円の増額は、十七年十月の制度改正により、対象者が見込より増加したものであります。二目・高額居宅支援サービス費二万円の増は、要支援者一名の該当者に係る費用であります。五項・特定入所者介護サービス等費、一目・特定入所者介護サービス費三百六十三万円の減額は、施設入所者のうち、低所得者の食費、住居費の自己負担になった分を補足給付するものであり、町内の「養寿園」の個室に係る補足給付と町外の施設入所者の個室利用分の補足給付を見込んでいましたが、いずれも個室の利用者がいなかったための減額であります。三目・特定入所者支援サービス費二万一千円の増は、要支援者一名の該当者に係る費用であります。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・保険料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第六款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第七款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・保険給付費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕と呼ぶ者あり

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二四号、平成十七年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二四号、平成十七年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第二五号、平成十七年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章） 議案第二五号、平成十七年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）の提案理由をご説明いたします。

この度の補正は、「第一表歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算にそれぞれ一千四百九十八万三千円を減額し、予算総額を二億五千二百七万五千円とするものでございます。

第二条は地方債の補正でございます。今回の補正は、合併浄化槽整備費の減額が主なものでございます。十七年度において、集合処理区域外の個別処理を二十戸予定しておりましたが、予定に達しておりません。

それでは、補正予算の内容を説明書の事項別明細書により、七頁、歳入よりご説明いたします。

一款・事業収入、一項・使用料及び手数料、一目・使用料百四十八万円の減額補正でございますが、当初見込んでおりま

した、新規接続数と実績との差でございまして、補正後の使用料を一千百万円としております。

二款、一項・国庫補助金、二目・浄化槽整備事業費補助金二百二十九万七千円の減額補正は、合併浄化槽設置希望者の減によるものでございます。補正後の国庫補助金を四千八百八十九万三千円としております。

三款、一項・県補助金六十万六千円の減額補正は、浜津地区農業集落排水事業の、事業費の減額によるものでございます。補正後の県補助金を二千二百二十二万円としております。

四款・繰入金、一項・一般会計繰入金を五百十万円減額補正し、補正後の一般会計繰入金を九千九百九十万円としております。

七款、一項・町債を五百五十万円減額補正し、補正後の町債を六千三百十万円としております。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費六万七千円の減額補正は、新規接続による融資申込みが当初予定より少なかったことによります。三目、四目、五目の各十一節・需用費の減額補正は、電気料金の減額補正が主なものでございます。五目、十三節・委託料の減額は、中継ポンプ用の発動発電機の点検委託を、町内各発動発電機の一括委託発注による委託料の減額でございまして、補正後の一款、一項・総務管理費の総額を二千四百六十二万三千円としております。

二款、一項、施設整備費の減額補正は、事業量の減によるものでございます。二目、九節・旅費を一万円減額、十一節・需用費を三十万六千円減額、十五節・工事請負費を百二十万五千円減額、十七節・公有財産購入費を一千円減額、三目・公共下水道事業費、九節・旅費を一万四千円増額、十三節・委託料の減額は、漁港建設費との折半により十二万三千円の減額でございまして、十五節・工事請負費の百万円の減額は、単独舗装工事費の減によるものでございます。四目・合併浄化槽整備費一千十一万六千円の減額は、設置個数の減によるものでございます。二款、一項・施設整備費を一千二百七十六万七千円減額し、一億三千四百五十六万六千円としております。

四款、一項、一目・予備費を四十四万円減額し、補正後の小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出予算総額を、二億五千二百七十五千円といたしました。

以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第七款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・施設整備費

立石議員

十番（立石隆教） 合併浄化槽の設置工事は二十個ぐらい予定していたところ、実際やったのが少なかったのでこの減額ということですが、実際やったのは何個ぐらいで、それから保留をしている所というのはあるのかどうか…。

今は出来ないけれどもという所もあるのかどうかをお伺いします。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

合併浄化槽の整備事業で年間に十個以上ないと補助対象事業になりません。

第一点の、今年度の設置予定者は十六個でございます。当初、二十個予定していたんですけど、来年十八年度に十個以上確保しないと、ちよつと事業として採択できない関係上保留しております。

ですから、今年は十六個で四個減。来年、その四個とあと六件加えまして、そして十個で事業化したいと考えております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質問願います。

立石議員

十番（立石隆教） 歳入のところの、事業収入の使用料及び手数料ですが、これの減額の説明の中で、見込みと実績との差であるということは、見込み違いがどの辺に生じたのかということをお伺いします。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

当初、新規地区を百二十戸予定しておりました。それが笛吹地区で百二十戸を予定していたわけでございますけど、笛吹地区で七十戸、前方地区で七戸、柳地区で六戸と、新規予定者と実績の差額分が減額になっております。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） こういう細かいことはまた決算の方でしっかりとやりたいと思いますが、とりあえずこれは事業をした以上は設置をするという方向でやっているとと思うんですが、その努力はきちんとなされた上での、この結果であろうとは信じたいんですが、そういう努力はしっかりされたのかどうか伺っておきます。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

パンフレット等を作成しまして、一応啓蒙推進には努力しておるつもりでございます。

それと、笛吹地区でございますけど、当初見込んでおった百二十が二百件にまで増えております。なお、前方地区と柳地区につきましても、パンフレットによる推進活動をしておるわけでございますけど、現在のところは踏み状態ということ

ろでございませぬ。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めませぬ。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願ひませぬ。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めませぬ。

これで質疑を終りませぬ。

これから討論を行います。

討論はありませぬか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めませぬ。

これで討論を終りませぬ。

これから、議案第二五号、平成十七年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。

おはかりませぬ。

本案は、原案のとおり決定することにござ異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めませぬ。

したがって、議案第二五号、平成十七年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されませぬ。

日程第七、議案第二六号、平成十七年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めませぬ。

診療所事務長

診療所事務長（吉元勝信） 議案第二六号、平成十七年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）の提案理由を説明いたします。

この度の予算補正は、歳入で、診療収入の最終見込みによる変更、他会計繰入金の組み替え等及び人工呼吸器購入に係る起債計上、一方、歳出で、人件費の一部変更、賃金、各種負担金等の減額等が主なものでございまして、第一条は、既定の予算から歳入歳出それぞれ四百三十六万二千円を減額し、補正後の総額を、四億七千六百一十一万九千円とするものでございます。

第二条は、医療機械器具購入に係る地方債の補正でございまして。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から補正予算の概要を説明いたします。

歳入では、一款・診療収入、一項・入院収入、二目・社会保険診療報酬収入三十万円減額、四目・一部負担金百三十万円減額、六目・標準負担額収入五十万円減額で、一項・入院収入の補正後の額を五千八百一十二万円といたしました。また、二項・外来収入、三目・老人保健診療報酬収入を三百万円減額し、二項・外来収入の補正後の額を三億四千百三十一万円にいたしました。これは、入院が夏場に平年より減少したことと、外来で、老人保健分が十二月、一月に予想より減少したことにより減額となりました。最終的に、全体では前年度決算より四・四％（約一千六百万円）程度上回る見込みとしております。

四款・繰入金、一項・他会計繰入金、一目・事業勘定繰入金を四百六十万円減額、二目・一般会計繰入金を百三十三万八千円増額ですが、これは、心電図モニター購入事業に係る補助金が国保の調整交付金から県の補助金に変更になったことによる組み替えと、へき地直診補助金で診療収入が伸びたため交付対象額が下がり、大幅な減額となったことによるものです。

七款、一項・町債、一目・病院事業債、一節・診療所債の四百万円増額は、人工呼吸器購入に係る事業費が辺地債に該当したことによるものです。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、三節、四節につきましては、人件費の変更によるものでございます。七節・賃金は、看護補助員二名分の減額。八節・報償費は、当直応援等が計画通りに出来なかったことに伴う減額。十三節・委託料は、医事コンピュータの保守管理料等を次年度からに変更したために減額。十四節・使用料及び手数料は、電子カルテのリース料を次年度からに変更したことが主なもので、小値賀診療所独自の様式調整の一部遅れが生じて本格稼働が四月にずれ込む見込みによるものでございます。十九節・負担金、補助及び交付金は、当直応援等が計画通り

に出来なかつたことに係る負担金と旅費補助の減額でございます。これらにより、一項・総務管理費の補正後の額を、一億九千百三十三万円といたしました。二項、一目・研究研修費、九節・旅費は、医師の学会出席や看護師等の研修会出席が計画通りに出来ませんでしたので減額いたしております。

二款、一項・医業費、一目・医業用機械器具費、十四節・使用料及び賃借料は、在宅酸素の患者さんの一月から三名増に係るレンタル料増加分でございます。二目・医薬品衛生材料費、十二節・役務費は、外注検査料が予想を下回る見込みですので六十万円を減額し、一項・医業費の額を二億五千六百五十一万一千円といたしました。

四款、一項、一目・予備費につきましては、四十五万三千円の増額でございます。

以上、平成十七年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）に係る概要を説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・診療収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第七款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・医業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

黒崎議員

十一番（黒崎政美） 町債の件で質問いたします。

医療機械器具購入事業として『証書借入』で四百万ありますけれども、財政調整基金を使う考えはなかったのか。保険料の軽減のためにいろいろとやっていると。基本的にしちやいけないことをやっていると。

ならば、かつて長崎県で一番財政調整基金は小値賀町が多かったと。使い切れなかったと。それで、「使え・使え」と言っていたところが、しちやいけない保険料のこれに手をつけて今二億何千万ぐらいですか、よく覚えてませんか……。

だから、財政調整基金ということは、流行り病とか云々、予期しないようなこともあるし、だから町の運営、あれの運営つちゆうなら、診療所の医療機械等は財政調整基金を使っていいはずですよ。

悪いと言うなら、その根拠を示していただきたい。

議長（近藤一輝） 診療所事務長

診療所事務長（吉元勝信） お答えいたします。

国民健康保険の財政調整基金の利用について一応検討はしてみました。この基金の趣旨が、保険事業に関わる部分とか、あと療養給付費が不足した場合の対応とか、そういうようなことを明確にしておりますので、一応診療所の、こういうった機械購入には適用が出来ないものというふうに判断して、起債事業の方を適用したというような状況です。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） 「使用出来ないものと判断して……」つちゆうところのあれが私はまったく解りません。

七十一町村あったときに、たまたま私は監査委員しとりましたけれども、そのときに尋ねてみたわけですよ。そうしたら、「保険料とか云々、軽減のために使うのはこれは極めてよろしくない。」というような返答を受けたわけなんです。そんなら、「多額な診療機器購入のときに使っていないか。」と聞いたたら、「いいとも言えません、悪いとも言えません。」と。そのときに調べたところが、当時四億もいくらもあったのかな……？

で、各町村の監査委員に聞いたところが、「うちは使ってますよ。」と。一時期、一番国保の財政調整基金というのが当町

の基金の中で一番大きかった時代もあるわけですが、私は、町財政を考えると、十分そういう活用の仕方をやるべきじゃないかというふうに考えます。

いろいろと先ほどの住民課長の話になるんですけど、あれは基本的に使っちゃ悪いと、保険料の軽減とかなんとかには使っちゃ駄目ですよと基本的にはなつとるわけですよ。そういうことに使う勇氣があるなら、財調を十分使って購入すべきじゃないかと。証書を借り入れする必要はないというふうに私は考えます。

だから、貴方のさっきの答弁は私はまったく納得がいきません。

もう一度お願いします。使つて悪いという根拠をはつきり示して下さい。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

— 休憩 — 午前 十一時 四十九分 —

— 再開 — 午前 十一時 五十一分 —

議長（近藤一輝） 再開します。

診療所事務長

診療所事務長（吉元勝信） 先ほどの答弁の中に、一部私の方の解釈が間違つてる部分があるかと思ひますので、修正をさせていただきます。この機械購入に係る『辺地債』の適用について再度説明をさせていただきますと思ひます。

今回の機械器具購入に係る起債については、辺地債というのが適用されますので、その元利償還の八〇%が交付税で返つてくるといふような条件であります。それと、基金の方から全額繰り入れて購入するというのを比較した場合に、交付税で八〇%みられるという部分の方が町にとっては有利だといふふうに解釈いたしましたので、今回は起債の方を使わさせていただきますといふような状況です。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） 確かに、そういうことが有利になるかも分かりませんが、できるだけ起債を少なくして自立していこうと。借金の分は借金なんです。だから、本当に起債『ゼロ』の予算を組んでもいいじゃないかという考え方を私はもつとります。自立していこうと。その中で、できるだけある金は使おうと……。

だから、何千万のつちゅうとなら話は解ります。四百万でしょ。それやったら、そう大した金額じゃないんじゃないかと。これを何千万のあれつちゅうなら、あと予期せぬ事態が起きたときにストツクしとかねならないだろうといふふうには思ひ

ますけれども、たかが四百万じゃないか、されど四百万ですけど、私はこれの補助金の云々、交付税措置があるとか、そういうことを考えるよりも、なるべく一円でも起債は少なくするというふうな考え方から言ってるわけで、以後、検討してもらいたいと……。今後検討するうちゅうことはお約束できますか？

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） 先ほども診療所事務長が言いましたが、私も起債を借りた方が有利だと思っておりますので、うちの、財政調整基金を出すよりは起債でした方がいいと思っております。

しかし、起債がなくなったり、そういうことであればですね、うちで財政調整基金を検討してもいいかなあというふうには思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二六号、平成十七年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）を採決します。おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二六号、平成十七年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	五十六分	—
—	再開	午後	一時	二十八分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

おはかりします。

日程第八、議案第二七号から日程第十五、議案第三四号までの、平成十八年度小値賀町各会計予算については、予算特別委員会を設置して付託する予定でございますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、日程第八、議案第二七号から日程第十五、議案第三四号までの、平成十八年度小値賀町各会計予算については一括議題とします。

まず、議案第二七号、平成十八年度小値賀町一般会計予算の提案理由の説明を求めます。 財政課長

財政課長（西村久之） 議案第二七号、平成十八年度小値賀町一般会計予算について説明いたします。

我が国の財政を取り巻く環境は、企業の三年間連続の増益や失業率の低下など、雇用・所得環境の改善により、日本経済の「バブル後」と呼ばれた時期を脱却し、今後も民需主導の回復が続くと考えられているものの、国と地方の長期債務残高は、平成十七年度末で約七百七十四兆円の見込みとなるなど、財政状況は極めて硬直化した状況にあります。

このような中、国は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇五」において、構造改革の総仕上げとして「小さくて効率的な政府」を実現するため、「官から民へ」、「国から地方へ」の改革を徹底するほか、歳出・歳入両面での一体的な改革や、民需主導の経済成長を確実にするための改革を加速するとしており、地方に対しては、先送りされた六千億円

の税源移譲の実現や、地方歳出を見直し抑制する等の改革、地方財政計画と決算乖離是正を図ることとしております。

また、地方交付税等一般財源の総額は、平成十八年度までは確保されることとなっておりますが、平成十九年度以降は、税源移譲の本格化に伴い、一般財源の確保については不透明な状況にあります。

このような厳しい現状を踏まえ、平成十八年度の予算編成は、年度内における投資的経費に占める一般財源の総額を特別会計を含め一億円以内に抑えること、特別会計七会計における一般会計繰入金を三億円以内に抑えること、また、持続可能な健全財政の確立を念頭に、行財政改革をさらに推進することを基本に編成いたしました。

第一条は、第一表「歳入歳出予算」に示しますとおり、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ二十八億六千二百万円とするものとございます。

第二条は、第二表「債務負担行為」に示しますとおり、土地改良施設維持管理適正化事業拠出金（大バエ地区）、平成十八年度小値賀町肉用牛経営規模拡大事業補助金それぞれの限度額を定めたものとございます。

第三条は、第三表「地方債」に示しますとおり、柳漁港地域水産物供給基盤整備工事、小値賀漁港広域漁港漁場整備工事地元負担金、野崎漁港高度利用促進対策工事、新小浜団地公営住宅建設工事、臨時財政対策債それぞれの限度額を定めたものとございます。

第四条は、一時借入金の借入れの最高額を六億円と定めたものとございます。

第五条は、歳出予算の流用について定めたものとございます。

それでは、歳入歳入事項別明細書により、概要を説明いたします。

歳入では、一款・町税、一項・町民税、一目・個人町民税四千六百六十九万円を計上、前年度より四百五十二万円（一〇・七％）の増額、同じく二目・法人町民税五百八十一万円を計上、前年度より二百七十四万八千円（三四・六％）の減額で、町民税の総額を五千八百八十七万一千円としております。これは、前年度より百七十七万二千円（三・五％）の増額でございます。同じく二項・固定資産税、一目・固定資産税六千五百五十二万七千円を計上、前年度より六百四十九万九千円（九・〇％）の減額、二目・国有資産等所在市町村交付金及び納付金二百一十五万五千円を計上、前年度より二十四万一千円（一三・五％）の増額で、固定資産税の総額を六千七百五十四万二千円としております。これは、前年度より六百二十五万八千円（八・四％）の減額でございます。同じく三項・軽自動車税、一目・軽自動車税七百一十二万二千円を計上、これは前年度より二十一

万三千元(三・一%)の増額でございます。同じく四項・町たばこ税、一目・町たばこ税一千六百二万六千元を計上、これは前年度より百七十三万六千元(九・七%)の減額でございます。同じく五項・特別土地保有税、一目・特別土地保有税は、費目設置でございます。

二款・地方譲与税、一項・所得譲与税、一目・所得譲与税二千七十二万六千元を計上、これは前年度より七百七十二万六千元(五九・四%)の増額でございます。同じく二項・自動車重量譲与税、一目・自動車重量譲与税二千二百万円を計上、これは前年度より二百万円(一〇・〇%)の増額でございます。同じく三項・地方道路譲与税、一目・地方道路譲与税八百万円を計上、これは前年度より百万円(一四・二%)の増額でございます。同じく四項・航空機燃料譲与税、一目・航空機燃料譲与税は、費目設置でございます。

三款・利子割交付金、一項・利子割交付金、一目・利子割交付金百五十万円を計上、これは前年度より三十万円(一六・六%)の減額でございます。

四款・配当割交付金、一項・配当割交付金、一目・配当割交付金十六万二千元を計上しております。

五款・株式等譲渡所得割交付金、一項・株式等譲渡所得割交付金、一目・株式等譲渡所得割交付金三万四千元を計上しております。

六款・地方消費税交付金、一項・地方消費税交付金、一目・地方消費税交付金二千八百万円を計上しております。

七款・自動車取得税交付金、一項・自動車取得税交付金、一目・自動車取得税交付金一千万円を計上しております。

八款・地方特例交付金、一項・地方特例交付金、一目・地方特例交付金四百万円を計上しております。

九款・地方交付税、一項・地方交付税、一目・地方交付税の計上額は、普通交付税の算定において、平成十七年度決算見込額に比べて一億五千万円程度の減額が見込まれることから十五億八千万円を計上しております。

十款・交通安全対策特別交付金、一項・交通安全対策特別交付金、一目・交通安全対策特別交付金は、費目設置でございます。

十一款・分担金及び負担金、一項・分担金、一目・農林水産業費分担金五十七万六千元を計上、前年度より大バエ地区土地改良施設維持管理適正化事業地元拠出金が増加しております。同じく二項・負担金、一目・民生費負担金五十六万七千円の計上、同じく二目・教育費負担金十万四千元を計上し、負担金の総額を六十七万一千円としております。

十二款・使用料及び手数料、一項・使用料、一目・総務使用料百四十一万三千円の計上、同じく二目・民生使用料七百二十七万二千円の計上、同じく三目・衛生使用料四十一万五千円の計上、同じく五目・商工使用料二百万一千円の計上、同じく六目・土木使用料一千八百七十五万五千円の計上、同じく七目・教育使用料三百二十五万一千円を計上し、使用料の総額を二千六百二十二万七千円としております。同じく二項・手数料、一目・総務手数料百八十五万四千円の計上、同じく二目・衛生手数料七百三十万円の計上、同じく三目・農林水産業手数料を百八十二万二千円計上し、手数料の総額を一千九十五万六千円としております。

十三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・民生費国庫負担金三千二百二十六万一千円の計上は、身体障害者保護費負担金八百六十六万九千円、知的障害者援護施設支援費負担金一千四百九十七万四千円が主なものでございます。同じく二目・衛生費国庫負担金を百八十七万七千円計上し、国庫負担金の総額を三千三百六十八万八千円としております。同じく二項・国庫補助金、一目・民生費国庫補助金六百一十九万九千円の計上、同じく四目・土木費国庫補助金一億六百五万一千円の計上は、公営住宅整備事業等補助金九千六百七十二万八千円が主なものでございます。同じく六目・教育費国庫補助金を三百三十二万三千円計上し、国庫補助金の総額を一億二千五百九十九万三千円としております。同じく三項・委託金、一目・総務費委託金百六十九万円の計上、同じく二目・民生費委託金を百十万六千円計上し、委託金の総額を二百七十九万六千円としております。

十四款・県支出金、一項・県負担金、一目・総務費県負担金五百三十一万三千円の計上、同じく二目・民生費県負担金四千七百四十二万九千円の計上は、保険基盤安定負担金一千六百万円、進行性筋萎縮症者療養等給付金一千五百八十八万九千円が主なものでございます。同じく三目・衛生費県負担金百八十七万七千円を計上し、県負担金の総額を五千四百五十四万九千円としております。同じく二項・県補助金、一目・総務費県補助金三千三百二十万八千円の計上、同じく二目・民生費県補助金一千五十五万円の計上、同じく三目・衛生費県補助金四百四十一万九千円の計上、同じく四目・農林水産業費県補助金一億二千九十一万五千円の計上は、離島漁業再生支援交付金二千四百二十七万六千円、柳漁港地域水産物供給基盤整備事業補助金五千九百六十七万七千円、野崎漁港高度利用促進対策事業補助金一千四百七十七万五千円が主なものでございます。同じく八目・教育費県補助金を百十七万二千円計上し、県補助金の総額を一億七千二十六万四千円としております。同じく三項・委託金、一目・総務費委託金二千七百七十七万八千円の計上、同じく三目・衛生費委託金三万七千七百七十七円を計上、同じく四目・

農林水産業費委託金五万一千円の計上、同じく六目・土木費委託金を三百四十七万九千円計上し、委託金の総額を一千五百三十四万五千円としております。

十五款・財産収入、一項・財産運用収入、一目・財産貸付収入五百四十一万円の計上、同じく二目・利子及び配当金三十八万三千円を計上し、財産運用収入を五百七十九万三千円としております。同じく二項・財産売却収入、一目・不動産売却収入、二目・物品売却収入、三目・有価証券売却収入は、いずれも費目設置でございませう。

十六款・寄附金、一項・寄附金、一目・一般寄附金、二目・総務費寄附金、三目・民生費寄附金、四目・衛生費寄附金、七目・教育費寄附金は、いずれも費目設置でございませう。

十七款・繰入金、一項・基金繰入金、二目・振興基金繰入金一億二百四十万円の計上、同じく三目・まちづくり担い手育成基金繰入金百五十万円の計上、同じく四目・家畜導入事業資金供給事業基金繰入金二百三十万円の計上、同じく六目・地域福祉振興基金繰入金百万円の計上、同じく七目・社会体育施設整備基金繰入金百二十万円の計上、同じく八目・減債基金繰入金二億円の計上、同じく九目・中山間ふるさと活性化基金繰入金一万四千円の計上、十四目・役場庁舎整備基金繰入金を五十万円計上し、基金繰入金の総額を三億八百九十一万四千円としております。これは、前年度より四千九百九万三千元（一三・七％）の減額でございませう。同じく二項・特別会計繰入金、一目・老人保健事業特別会計繰入金、三目・介護保険事業特別会計繰入金は、いずれも費目設置でございませう。

十八款・繰越金、一項・繰越金、一目・繰越金を二千万円計上しております。

十九款・諸収入、二項・町預金利子、一目・町預金利子は、費目設置でございませう。同じく四項・雑入、五目・雑入五百八十五万九千円の計上は、公共下水道県促進交付金三百二十二万円、県営漁港施設使用料八百六十七万八千円、あわび館販売収入五百九十万円、ひとと木ふれあい推進事業補助一千二百万円が主なものでございませう。

二十款・町債、一項・町債、一目・総務債九千二百万円の臨時財政対策債を計上、同じく四目・農林水産業債一千八百九十万円の計上、同じく六目・土木債を一億一千八百万円計上し、町債の総額を二億二千八百九十万円としております。

歳出では、一款・議会費、一項・議会費、一目・議会費五千八百八十三万九千円を計上しております。

二款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費二億二千九百六十万五千円の計上は、地区会長報酬一千九万一千円、三役及び職員十名分の給与五千八百七十四万八千円、同じく職員手当等四千三百九十九万九千円、同じく共済費三千二百五

十三万七千円、業務委託職員三十九名分の社会保険料及び雇用保険料九百六十万五千円、総合行政システム委託料六百四万八千円、各種事務機器リース料一千五百七十八万一千円が主なものでございます。同じく二目・文書広報費六百六十万六千円の計上、同じく三目・財政管理費一千八十万七千円の計上、同じく四目・会計管理費二十万四千円の計上、同じく五目・財産管理費九百八十六万三千円の計上、同じく六目・企画費一千五百二十七千円の計上は、まちづくり推進委託料百万円、野崎島体験キャンプ実施委託料百七十二万四千円、コミュニティ助成事業補助金二百五十万円が主なものでございます。同じく七目・交通安全対策費百三十六万四千円の計上、同じく八目・空港費四千三百七十九千円の計上は、職員二名分の給料六百八十三万四千円、職員手当等四百四十三万六千円、共済費百四十五万六千円、空港管理業務委託料二名分六百六十万円、離島航空路線確保緊急対策補助金二十九万四千円が主なものでございます。同じく十一目・ふるさと創生事業費を百七十二万六千円計上し、総務管理費の総額を三億一千九百九十一万一千円としております。同じく二項・徴税費、一目・税務総務費二千八百一十一万九千円の計上、同じく二目・賦課徴収費を百五十四万三千円計上し、徴税費の総額を二千九百六十六万二千円としております。同じく三項・戸籍住民基本台帳費、一目・戸籍住民基本台帳費六百八十四万四千円の計上、同じく二目・住民基本台帳ネットワーク費二百二十四千円を計上し、戸籍住民基本台帳費の総額を八百三十万八千円としております。同じく四項・選挙費、一目・選挙管理委員会費二十二万八千円の計上、同じく二目・選挙啓発費二十一万七千円の計上、同じく六目・県議会議員選挙費を百二万八千円計上し、選挙費の総額を百四十七万三千円としております。同じく五項・統計調査費、一目・統計調査総務費二十八万八千円の計上、二目・国土調査費五千五百一十千円の計上は、野崎第一・第二地区地籍測量業務委託料一千五百十二万三千円、船舶借上料四百万円、総合型土地情報システム六百三十万円が主なものでございまして、統計調査費の総額を五千五百四十八万九千円としております。同じく六項・監査委員費、一項・監査委員費を百三十二万二千円計上しております。

三款・民生費、一項・社会福祉費、一目・社会福祉総務費一億七千三百七十三万七千円の計上は、福祉医療費六百三十七万二千円、国保特別会計繰出金三千七百三十一万六千円、老人保健特別会計繰出金三千七百四十八万五千円、介護保険特別会計繰出金四千四百五十一万円が主なものでございます。同じく二目・国民年金事務費十四万五千円の計上、同じく三目・老人福祉費三千八百三十三万八千円の計上は、生きがい活動支援ディサービス事業委託料七百六十九万円、在宅介護支援センター運営事業委託料五百七十九万八千円、高齢者生活福祉センター運営事業委託料一千八百八万三千円、老人保護措置費四

百八十八万円が主なものでございます。同じく四目・身体障害者福祉費八千三百三十二万二千円の計上は、身体障害者施設支援費一千七百三十三万八千円、進行性筋萎縮症者療養費等給付費二千二十五万四千円、知的障害者施設支援費二千九百九十四万九千円、知的障害者地域生活援助事業九百七万四千円が主なものでございまして、社会福祉費の総額を二億九千五百二十五万二千円としております。同じく二項・児童福祉費、一目・児童福祉総務費一千三百三十二万三千円の計上、同じく二目・母子福祉費十七万円の計上、同じく三目・児童福祉施設費六千五百五十一万五千円を計上し、児童福祉費の総額を七千四百八十万八千円としております。同じく三項・災害救助費、一目・災害救助費は、費目設置でございまして。

四款・衛生費、一項・保健衛生費、一目・保健衛生総務費一億十三万四千円の計上は、精神障害者地域活動所運営補助金五百万円、国保診療所特別会計繰出金一千五百万円、簡易水道特別会計繰出金四千九百万円が主なものでございまして。同じく二目・予防費二百六十二万四千円の計上、同じく三目・環境衛生費三百九十九万七千円の計上、四目・健康増進費一千四百四十四万四千円を計上し、保健衛生費の総額を一億一千七百八十九万九千円としております。同じく二項・清掃費、一目・塵芥処理費四千二百三十四万五千円の計上は、ごみ収集委託料一千二百万円、ビン・缶収集委託料二百四十万円、ごみ焼却場定期検査委託料二百六十二万五千円が主なものでございまして。同じく二目・し尿処理費三千六百六十四万七千円を計上し、清掃費の総額を七千八百九十九万二千円としております。

五款・農林水産業費、一項・農業費、一目・農業委員会費三百九十七万六千円の計上、同じく二目・農業総務費六千三百九万四千円の計上、同じく三目・農業振興費二千三百四十三万三千円の計上は、担い手公社運営費補助金一千三百十万円、中山間地域等直接支払交付金四百二十五万円が主なものでございまして。同じく四目・畜産業費一千三百五十三万七千円の計上、同じく五目・農地費八千二百八十九万八千円の計上は、堆肥製造施設管理委託事業三百六十六万六千円、土地改良施設維持管理委託事業八百七十万円、県営畑総事業元利償還補助五千八百三十四万九千円が主なものでございまして、農業費の総額を一億八千六百九十三万八千円としております。同じく二項・林業費、一目・林業振興費を二千四百四十三万九千円計上してしております。同じく三項・水産業費、一目・水産業総務費一千二百二十一万七千円の計上、同じく二目・水産業振興費三千七百十四万二千円の計上は、離島漁業再生支援交付金三千二百三十六万八千円が主なものでございまして。同じく三目・水産施設費二千四百三十九万八千円の計上、同じく四目・漁港管理費一千六百九十九万二千円の計上、同じく五目・漁港建設費一億一千八百七十九万六千円の計上は、柳漁港地域水産物供給基盤整備工事六千九百六十万円、野崎漁港高度利用促進対

策工事一千五百九十万円が主なものでございまして、水産業費の総額を二億九百五十四万五千円としております。

六款・商工費、一項・商工費、一目・商工総務費八百五万三千円の計上、同じく二目・商工業振興費六百五十四万七千円の計上、同じく三目・観光費二千二百二十二万六千円の計上は、自然学塾村運営管理委託料三百万円、おちか国際音楽祭実行委員会補助金八百二万円が主なものでございまして、同じく四目・じげもん振興費三百十二万四千円を計上し、商工費の総額を三千九百九十五万円としております。

七款・土木費、一項・土木管理費、一目・土木総務費一億一千六百四十九万一千円の計上は、下水道事業特別会計繰出金一億八百万円が主なものでございまして、同じく二項・道路橋梁費、二目・道路維持費九百六十一万六千円の計上、同じく三目・道路新設改良費は、費目設置でございまして、道路橋梁費の総額を九百六十一万九千円としております。同じく三項・住宅費、一目・住宅管理費七十五万七千円の計上、同じく二目・住宅建設費二億一千四百一十一万三千円を計上し、住宅費の総額を二億一千四百八十七万円としております。

八款・消防費、一項・消防費、一目・非常備消防費七千八百五十九万六千円の計上、同じく二目・消防施設費七百二十二万円の計上、同じく三目・災害対策費は、費目設置でございまして、消防費の総額を八千五百七十二万円としております。

九款・教育費、一項・教育総務費、一目・教育委員会費八十三万二千円の計上、同じく二目・事務局費二千八百六十三万円を計上し、教育総務費の総額を二千九百四十六万二千円としております。同じく二項・小値賀小学校費、一目・学校管理費一千二十二万六千円の計上、同じく二目・教育振興費二百八十六万五千円を計上し、小値賀小学校費の総額を一千三百九万一千円としております。同じく三項・斑小学校費、一目・学校管理費四百五十七万八千円の計上、同じく二目・教育振興費十五万四千円を計上し、斑小学校費の総額を四百七十三万二千円としております。同じく四項・小値賀中学校費、一目・学校管理費七百五十二万八千円の計上、同じく二目・教育振興費八百三十七万四千円を計上し、小値賀中学校費の総額を一千五百九十万二千円としております。同じく六項・幼稚園費、一目・幼稚園費を二千六百二十万七千円計上してしております。同じく七項・社会教育費、一目・社会教育総務費三千三十五万一千円の計上、同じく二目・公民館費六百五十五万二千円の計上、同じく三目・総合センター費五百九十七万九千円の計上、同じく四目・歴史民俗資料館費五百二十六万六千円の計上、同じく五目・文化財保護調査費六百五十六万一千円の計上、同じく六目・図書館費六百四万八千円を計上し、社会教育費の総額を六千七十五万七千円としております。同じく八項・保健体育費、一目・保健体育総務費二千二十五万八千円の計上、

同じく二目・学校給食費百九十九万二千元を計上し、保健体育費の総額を二千二百二十五万円としております。

十一款・公債費、一項・公債費、一目・元金六億四千万五千円の計上、二目・利子九千六百三万七千円の計上は、合計で前年度より七千四百七十四万四千元（九・二％）の減額でございます。公債費の総額を七億三千六百四十二万円としております。

十二款・諸支出金、二項・特別会計繰出金、一目・渡船事業特別会計繰出金二千百万円を計上しております。

十三款・予備費、一項・予備費、一目・予備費を六百二十六万六千円計上しております。

以上で、平成十八年度小値賀町一般会計予算の概要を説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） 次に、議案第二八号、平成十八年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（谷 良一） 議案第二八号、平成十八年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、四億五千四百九万四千元でございます。前年度当初予算額と比較しますと、約一・七％の増額となっております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

七頁をお開き下さい。

第一款、一項・国民健康保険税、一目・一般被保険者国民健康保険税一億五千六百九十五万四千元を計上、二目・退職被保険者等国民健康保険税一千二百二十万三千元を見込んでおります。

第二款・使用料及び手数料、一項・手数料、一目・督促手数料は、費目設置でございます。

第三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、二目・療養給付費等負担金、一節・現年度分一億二千五百三十万五千円、一般被保険者に係る保険給付費、老人保健医療費拠出金、介護納付金の、それぞれ約三四％が交付されるものでございます。二節・過年度分は、費目設置でございます。三目、一節・高額医療費共同事業負担金二百二十万八千円は、一件当たり八十万円以上の高額医療費に対して交付されるものでございます。二項・国庫補助金、一目・財政調整交付金四千百一万九千円を計上。一節・普通調整交付金三千二百一万九千円、二節・特別調整交付金九百万円ですが、特別調整交付金の内の、四百万

円は、へき地診療所運営費分として診療所特別会計に繰り出すこととなっております。

第四款、一項、一目・療養給付費交付金、一節・現年度分として三千二百二十一万四千円、退職被保険者等に係る保険給付費及び老人保健医療費拠出金の相当額から、退職被保険者等分国保税医療給付費分を差し引いた額に対して交付されるものでございます。二節・過年度分は、費目設置でございませう。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目、一節・高額医療費共同事業負担金二百二十万八千円。これは、第三款・国庫支出金における高額医療費共同事業負担金と同様でございませう。二目、一節・財政調整交付金二千五百七十九万七千円、一般被保険者に係る保険給付費、老人保健医療費拠出金、介護納付金の、それぞれ約七%が交付されるものでございませう。二節・特別調整交付金六百九十八万五千円。これは、新設でございませうして、第三款・国庫支出金における特別調整交付金におきまして、交付対象外となったものを県が引き継いだものでございませう。

第六款、一項、一目、一節・共同事業交付金八百八十三万三千円、高額医療費に対するものでございませうして、国保連合会より交付されるものでございませう。

第七款・財産収入、一項・財産運用収入、一目、一節・利子及び配当金四万四千円、財政調整基金の運用利子でございませう。

第八款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金三千七百三十一万六千円を計上。一節・保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）二千万円。これは、低所得者に対する国保税軽減額を、県と町で補填するもので、国保税軽減相当額を一般会計から国保特別会計に繰り入れるものでございませう。二節・保険基盤安定繰入金（保険者支援分）四百万円。これは、低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減する制度でございませうして、一般会計から国保特別会計に繰り入れるものでございませう。三節・職員給与費等繰入金百万円。歳出の第一款・総務費の一部を、一般会計から繰り入れるものでございませう。四節・出産育児一時金等繰入金八十万円、歳出の第二款・保険給付費、四項・出産育児一時金の三分の二を一般会計から繰り入れるものでございませう。五節・財政安定化支援事業繰入金一千百五十一万六千円。これは、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化のための、交付税措置額を一般会計から繰り入れるものでございませう。二項・基金繰入金、一目、一節・財政調整基金繰入金は、費目設置でございませう。

第九款、一項・繰越金、一目・一般被保険者繰越金四百万円、二目・退職被保険者等繰越金一千円、それぞれ前年度から

の繰り越しを見込んでおります。

第十款 諸収入、二項・雑入は費目設置でございます。

次に、歳出を申し上げます。

十一頁をお開き下さい。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費三百十六万三千円は、事務費でございます。二目・連合会負担金三十三万円は、国保連合会への負担金でございます。二項・徴税費、一目・賦課徴収費十六万円は、国保税の納付書用紙代・封筒印刷代及び国民健康保険税振込手数料でございます。二目・納税奨励費十八万七千円を計上。これは、納税組合長手当十六万五千円と、納税組合運営補助金二万二千円でございます。三項、一目・運営協議会費七万八千円、国民健康保険運営協議会にかかるものでございます。四項、一目・趣旨普及費十三万七千円、チラシ印刷代二万八千円、国保連合会の広報共同事業負担金十九万九千円でございます。

第二款・保険給付費、一項・療養諸費、一目・一般被保険者療養給付費で二億三千六百二十二万二千円、二目・退職被保険者等療養給付費で三千三百十六万二千円を計上。これは、一般・退職被保険者分のいずれも、医療費の現物給付でございます。平成一十七年度の実績見込みを基に推計いたしております。三目・一般被保険者療養費六十三万円、四目・退職被保険者等療養費十万六千円は、いずれも、コルセット等の現金給付分及び柔道整復師施術の現物給付分でございます。一般分をコルセット十件、施術八十件、退職分をコルセット一件、施術三十件と見込んでおります。五目・審査支払手数料八十五万四千円、六目・レセプト電算処理システム手数料一万一千円については、いずれも決められた単価に年間見込件数を乗じた額を計上しております。二項・高額療養費、一目・一般被保険者高額療養費二千八百七十六万八千円、二目・退職被保険者等高額療養費三百七十五万七千円を計上。いずれも、平成一十七年度の高額療養費実績見込額を基に推計いたしております。三項・移送費、一目・一般被保険者移送費三十五万五千円、二目・退職被保険者等移送費七万七千円を計上。いずれも、急患等のため、島の医療機関に瀬渡船等で移送する際の現金給付分でございます。佐世保までを一般分五件、退職分一件見込んでおります。四項・出産育児諸費、一目・出産育児一時金百二十万五千円は、三十万円の四件を見込んで計上。五項・葬祭諸費、一目・葬祭費八十万円は、二万円の四十件を見込んでおります。

第三款、一項・老人保健拠出金、一目・老人保健医療費拠出金で八千三百八十八万三千円、二目・老人保健事務費拠出金で

百四十九万三千円を計上。これらにつきましましては、国から算定係数が示されており、それを基に見込んでおります。

第四款、一項、一目・介護納付金三千六百四十八万七千円は、社会保険診療報酬支払基金から納付金額が記されておりますので、その額を計上いたしております。

第五款、一項・共同事業拠出金、一目・高額医療費拠出金八百八十三万三千円。国保連合会が算出した高額医療共同事業交付金に対する拠出金でございます。

第六款、一項・保健事業費、一目・保健衛生普及費三十三万五千円の計上。二項・健康管理センター事業費、一目・施設管理費百九万三千円の計上は、健康管理センターの維持管理費でございます。二目・保健指導事業費四百七十五千円は、住民の健康の維持・増進のための保健指導にかかる費用でございます。

第七款、一項・基金積立金、一目・財政調整基金積立金四万四千円を計上。これは、歳入・第七款の財政調整基金の運用利子を積み立てるものでございます。

第九款・諸支出金、一項・償還金及び還付加算金は、いずれも費目設置でございます。三項・繰出金、一目・直営診療所施設勘定繰出金で四百万円の計上。これは、歳入の第三款・国庫支出金、財政調整交付金の特別調整交付金のうち、へき地診療所運営費分を診療所特別会計に繰り出すものでございます。

第十款・予備費としまして四百三十二千円を計上いたします。

以上、予算の概要をご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休憩	午後	二時	六分	—
—	再開	午後	二時	十四分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

次に、議案第二十九号、平成十八年度小値賀町老人保健事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。 住民課長
住民課長（谷 良一） 議案第二十九号、平成十八年度小値賀町老人保健事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出それぞれ四億九千七百四万六千円を計上、前年度当初予算と比較しまして一千二百七十九万九千円、二・五％の減額となっております。

これは、平成十七年度の医療費実績見込みを基に算出計上いたしております。
それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。
七頁をお開き下さい。

第一款、一項・支払基金交付金、一目・医療費交付金、一節・現年度分二億五千七百三十六千円。これは、歳出・第二款の医療費総額の約五二%が交付されるものでございます。二節・過年度分は、費目設置でございます。二目・審査支払手数料交付金、一節・現年度分百八十万二千円。これは、歳出・第二款の審査支払手数料のうち、施術に係る分を除く手数料が全額交付されるものでございます。二節・過年度分は、費目設置でございます。

第二款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・医療費負担金、一節・現年度分一億五千八百七十五千円、二節・過年度分一千円。

第三款・県支出金、一項・県負担金、一目・医療費負担金、一節・現年度分三千九百五十四万三千円、二節・過年度分一千円。これは、いずれも第一款と同様、歳出・第二款の医療費総額に対して交付されるもので、第二款・国庫支出金は、医療費総額の約三二%、第三款・県支出金は、医療費総額の約八%がそれぞれ交付されるものでございます。二節・過年度分は、いずれも費目設置でございます。

第四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金三千七百四十八万五千円。これは、県支出金と同様に、歳出・第二款の医療費総額の約八%の町負担分が主でございます。

第五款、一項、一目・繰越金三百万円は、前年度からの繰り越しを見込んでおります。

第六款・諸収入、一項・雑入、一目・第三者納付金は、費目設置でございます。

次に、歳出について申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費八十八万五千円を計上。その内訳といたしましては、十三節・委託料八十一万円は、医療費通知委託料十二万七千円と、レセプト点検共同事業委託料四十七万七千円が主なものでございます。

第二款、一項・医療諸費、一目・医療給付費四億八千九百万円。これは、医療費の現物給付分でございます。平成十七年度の実績見込みを基に推計いたしております。二目・医療費支給費五百三十万円。高額医療費・補装具・移送費・施術等

の現金給付分でございまして、平成十七年度の実績見込みを基に推計いたしており、高額医療費六百八十件、移送費十件、施術百二十件、補装具二十件を見込んでおります。三目・審査支払手数料百八十五万九千円は、レセプトの審査手数料でございまして、決められた単価に年間見込件数を乗じた額を計上いたしております。国保連合会分一万四千五百件、社保支払基金分二千二百件を見込んでおります。

第三款・諸支出金、一項、一目・償還金及び二項・繰出金、一目・一般会計繰出金は、いずれも費目設置でございまして、以上、予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） 次に、議案第三〇号、平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（谷 良一） 議案第三〇号、平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出それぞれ三億八百六十一万円でございまして、前年度当初予算額と比較しますと、約四・九%（一千七百七十七万七千円）の減額となっております。これは、介護サービス量等は増加を見込んでおりますが、法改正に伴い施設入所者等の介護報酬が下がったことや要支援者の支給限度額が下がったことが主な要因であります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。
七頁をお開き下さい。

第一款・保険料、一項・介護保険料、一目・第一号被保険者保険料四千五百九十四万三千円を計上。算出基礎としましては、第三期保険料基準額を三千四百六十円に改定し、当町の場合、保険料算出基準所得段階における段階別の最新の被保険者数を、平成十六年の所得状況で推計し算出してしております。

第三款・使用料及び手数料、一項・手数料、一目・総務手数料一千円は、保険料納付証明手数料、二目・督促手数料一千円は、保険料督促手数料分を見込んでおります。

第四款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・介護保険給付費負担金五千九百五万六千円を計上。これは、後でご説明いたしますが、歳出の第二款で計上しております保険給付費の見込額二億九千五百二十八万一千円に對しまして、国庫負担率の二〇%分を計上いたしております。二項・国庫補助金、一目・調整交付金二千五百六十八万九千円は、保険給付費見込額二億九千五百二十八万一千円に、調整交付金見込率で計上しております。二目・介護予防地域支援事業交付金百二十五万

七千円を計上。これは、法改正により一般会計の老人保健事業や老人福祉事業から、介護保険に移行してきた地域支援事業の介護予防事業分の補助金であり、補助対象額四百三十八万二千円を、国の負担率二八・七％で算出した額であります。三目・包括的支援・任意地域支援事業交付金十九万六千円は、同じく老人保健事業や老人福祉事業給付費総額から介護保険に移行してきた地域支援事業の包括的支援事業、任意事業分の補助金であり、補助対象額四十八万五千円を、国の負担率四〇・五％で算出した額であります。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目・介護給付費負担金三千六百九十一万円は、保険給付費見込額二億九千五百二十八万一千円に対し、県負担率の二・五％分を計上いたしております。三項・県補助金、一目・介護予防地域支援事業交付金五十四万七千円は、補助対象額四百三十八万二千円に対し、県負担率二・五％で計上いたしております。二目・包括的支援・任意地域支援事業交付金九万八千円は、補助対象額四十八万五千円に対し、県負担率二〇・二五％で計上いたしております。

第六款、一項・支払基金交付金、一目・介護給付費交付金九千五百五十三万七千円は、第二号被保険者（四十歳以上六十四歳以下の被保険者）の負担金分で、保険給付費見込額に対し、交付率三・一％分を計上いたしております。二目・介護予防地域支援事業交付金百三十五万八千円は、補助対象額四百三十八万二千円に対し、交付率三・一％分を計上しております。

第七款・繰入金、一項・一般会計繰入金、一目・介護給付費繰入金三千六百九十一万円は、保険給付費総額に対しての町負担金分で、保険給付費見込額二億九千五百二十八万一千円の一・二・五％分を計上しております。二目・介護予防地域支援事業繰入金五十四万八千円は、補助対象額四百三十八万二千円の一・二・五％分を計上しております。三目・包括的支援・任意地域支援事業繰入金九万八千円は、補助対象額四十八万五千円の一・二・五％分を計上しております。四目・その他一般会計繰入金六百九十五万四千円は、一般事務費及び要介護認定に係る事務費等の経費分を計上しております。二項・基金繰入金、二目・介護保険給付費準備基金は、費目設置であります。

第九款・諸収入、二項、一目・預金利子一千円は、基金の預金利子分を計上しております。四項・雑入、第十一款、一項、一目・寄附金一千円の計上はいずれも費目設置であります。

第十二款、一項・繰越金、一目・前年度繰越金百五十万円の計上は、前年度からの繰越金を見込み予算計上しております。次に、歳出を申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費二百七十九万二千元は、事務費でありまして、十三節・委託料の二百六万九千元は、法改正に伴う平成十八年十月分のシステム改修委託料二百一十六万六千元と、事業状況報告システムに係る機器の保守料五万三千元であります。十九節・負担金、補助及び交付金四十五万六千元は、社会福祉法人等による生計困難者五名に対する補助金です。二項、一目・賦課徴収費二万六千元は、保険料徴収事務に係る経費を計上いたしております。三項、一目・介護認定審査会費百七十一万三千元は、介護認定審査会に係る事務費でありまして、十九節・負担金補助及び交付金は、佐世保市・小値賀町が介護認定審査会を共同で設置しており、その共同経費分（七千四百三十五万八千元）に対しての、当町負担金分（二・二三％）百六十五万九千元が主なものであります。二目・認定調査等費百七十六万三千元を計上。これは、要介護認定の審査に係る事務費であり、十一節・役務費の主治医意見書作成手数料九十九万八千元と、十三節・委託料の訪問調査委託料六十三万五千元が主なものでございます。五項、一目・計画策定委員会費一万八千元は、地域包括支援センター運営協議会準備委員会のための委員報酬分を計上しております。

第二款・保険給付費、一項、一目・介護サービス等諸費二億六千三百三十九万円は、要介護認定により、要介護一以上の被保険者に対し行う保険給付費で、その内容としましては、居宅介護サービス給付費で、八千八百四十二万円。これは、訪問介護、通所介護、短期入所に係る給付が主なものです。施設介護サービス給付費で、一億五千八百九十二万八千元。これは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所している人に係る給付です。居宅介護福祉用具購入費で、二十七万円。入浴補助用具、ポータブルトイレ等が主なものです。居宅介護住宅改修費で、百八十万円。段差解消、和式から洋式トイレへの変更、手すり取り付け等があります。居宅介護サービス計画給付費で、一千百九十七万二千元。これは、ケアマネージャーがサービス受給者に対し、サービスの計画を立てるときに給付されるものです。以上を見込計上いたしております。二項、一目・介護予防サービス等諸費八百七十四万二千元は、要介護認定で要支援と認定された被保険者への保険給付費であります。内容といたしましては、居宅支援サービス給付費で、五百七十五万九千元、居宅支援福祉用具購入費で、十万円、居宅支援住宅改修費で、三十万円、居宅支援サービス計画給付費で二百五十八万二千元を見込み予算計上いたしておりますが、その算定に当たっては、平成十六年度の事業実績及び平成十七年度の事業実績見込み等を基に推計いたしております。三項・その他諸費、一目・審査支払手数料四十七万七千元は、介護保険給付費の支払に係る審査支払処理手数料分を計上しております。四項・高額介護サービス等費、一目・高額介護サービス費五百四十七万二千元は、介護サービスを

利用した被保険者の自己負担金（一割分）が著しく高額になった場合に、一定額を超えた分を高額介護サービス費として、支給することになっており、その費用分を見込計上いたしております。二目・高額介護予防サービス費二十四万円は、同じく要支援者の分を見込計上しております。五項・特定入所者介護サービス等費、一目・特定入所者介護サービス費一千八百七十二万円は、法改正により施設入所者等の個人負担が増えるようになるため、低所得者については所得に応じた負担限度額を定め、基準費用額との差額分を介護保険から補足給付するものです。二目・特定入所者介護予防サービス費二十四万円は、同じく要支援者に対する補足給付分を見込計上しております。

第三款、一項、一目・財政安定化基金拠出金三十万四千円は、県が設置しております財政安定化基金への町の拠出分で、平成十八年度から二十年度までの、三カ年分の介護給付費見込額の合計に、拠出率〇・一％を乗じて算出し、そのうち町拠出分の三分の一を予算計上いたしております。

第五款・地域支援事業費、一項・介護予防事業費、一目・介護予防特定高齢者施策事業費四百五十五万二千円は、八節・報償費で高齢者生活改善事業二回分の謝礼を、十一節・需用費で材料代を見込んでおります。十三節・委託料四百四十八万円は、要支援に近いような特定高齢者を把握するための健診や該当者に対する配食サービス分を、その他自立者の訪問介護や短期入所の費用を見込計上しております。二項・包括的支援事業・任意事業費、五目・任意事業費、十三節・委託料百七十五万円は、一般高齢者分としての配食サービスを見込んでおり、二十節・扶助費四十万八千円は、紙オムツ等の介護用品支給事業費を計上しております。

第六款、一項、一目・基金積立金、二十五節・積立金一千円は、介護保険給付費準備基金の利子分を計上しております。

第七款・諸支出金、一項、一目・償還金、及び二項・繰出金、一目・一般会計繰出金は、費目設置でございます。

以上、予算の概要をご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） 次に、議案第三一号、平成十八年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章） 議案第三一号、平成十八年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算の提案理由をご説明いたします。

第一条は、「第一表歳入歳出予算」に示しますとおり、歳入歳出予算の総額は、一億一千五十万円でございます。前年度当初予算額と比較しますと、一千四百六十万円の減額としております。

第二条は、流用に関する規定でございます。

それでは、説明書七頁より予算の概要をご説明いたします。

歳入では、第一款・事業収入、一項・使用料及び手数料で前年度並みの六千万円を計上、二項・工事収入では、前年度当初予算と比較しますと、五百三十万円の減額でございますが、下水道工事の完了に伴う受託工事収入の減額によるものでございます。

四款・繰入金、一項・一般会計繰入金は、四千九百万円の繰入計上でございますが、起債の償還元利へ交付税算入分一千九百八十八万六千円が一般会計に受け入れられる予定でありますので、簡易水道特別会計に繰り戻してもらうことにしております。

五款、一項・繰越金は、前年度繰越見込額百万円の計上でございます。

歳出では、第一款・総務費、第一項・総務管理費、一目・一般管理費は、三名分の人件費と、各施設の管理費の計上でございますが、七節・賃金はメーター検針補助員及び各地区の浄水場、配水地の草刈人夫賃でございます。八節・報償費は、六島・大島、各離島の浄水場維持管理の補助員を離島の方に依頼していますので、その謝礼と水道使用料の納付組合に対する謝礼を百十万八千円計上しております。十一節・需用費は施設の電気料、薬品代、修繕料等でございます。十二節・役員費は、水質検査手数料等でございます。十三節・委託料で、配管漏水監理業務の委託料二百四十五万八千円、水道施設維持管理委託料百九十九万二千円、電気工作物保安業務委託料三十六万二千円、六島の海水淡水化装置メンテナンス委託料で、八十四万円等合わせて六百三十二万八千円を計上、十四節・使用料及び賃借料は、離島の施設管理に利用する船舶の借上料及び重機の借上料四十五万七千円を計上、十五節・工事請負費は配水管移設工事費の計上でございます。前年度当初予算と比べますと、一千百五十万円の減額でございますが、下水道工事の完了及び石綿管取替工事の完了に伴う減額でございます。十六節・原材料費は、漏水管及びメーター器の取り替え等の水道資材三百四十六万九千円を計上しております。十八節・備品購入費は、六島地区の取水ポンプ一台の購入費等を計上しております。十九節は、説明欄のとおり、水道協会及び会議負担金等五万二千円の計上でございます。二十二節では例年どおり、城の越開田組合十七名分の補償費四万円の計上で、三目、二十七節・公課費八十万円は、消費税の計上でございます。一款、一項・総務管理費総額を五千三百四十八万八千円としております。

三款、一項・公債費では、昭和五十三年度から借り入れております長期償還金の元金四千八十一万八千円、利子一千五百七十六万七千円の計上で、一項・公債費の総額五千六百五十八万五千円を計上。

四款・予備費に四十二万七千円を計上し、平成十八年度小値賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額を、一億一千五十万円といたしました。

以上、提案理由のご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） 次に、議案第三二二号、平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章） 議案第三二二号、平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計予算の提案理由及びその概要をご説明いたします。

平成十二年度に採択を受けた、笛吹地区の特定環境保全公共下水道事業は、平成十七年度で黒島地区を除き全て完了しております。十八年度に計画しております、黒島地区の中継ポンプの設置により、全域の供用が可能となります。今後は処理区域外の地域に合併浄化槽設置を推進していきたいと思っております。

それでは、予算の内容についてご説明いたします。

第一条は、「第一表歳入歳出予算」に示しますとおり、歳入歳出予算の総額は、一億七千二百万円でございます。前年度当初予算と比較しますと、七千四百万円の減額計上でございます。

第二条は、起債の規定でございます。第一表地方債に示しますとおり、各事業の限度額を合わせて二千二百九十万円としております。

第三条は、予算の流用に関する規定でございます。

それでは、予算説明書の事項別明細書七頁、歳入よりご説明いたします。

第一款・事業収入、一項・使用料及び手数料、一目・使用料では、本年度から供用開始になります新規分の下水道使用料を見込計上しております。

二款・国庫支出金、一項・国庫補助金は、特定環境保全公共下水道事業に係る補助対象事業費二千八百万円の、五〇%相

当額一千四百万円と、浄化槽整備事業に係る補助額四百四十四万円の計上でございます。

三款・県支出金、一項・県補助金は、浄化槽市町村整備推進事業交付金でございます。前年度実施した事業費の、一〇・六二％相当額 百四十一万四千円の交付を受けます。

四款・繰入金、一項・一般会計繰入金一億八百万円の計上でございますが、県の促進交付金として特定環境保全公共下水道事業で三百二十二万円、起債の償還元利への交付税算入分七千四百八十万円、合計で七千八百二万円が一般会計に受け入れられる予定でありますので、下水道特別会計に繰り戻してもらうこととしております。

五款、一項・繰越金では、前年度からの繰越見込額百二十四万六千円の計上でございます。

六款・諸収入、一項・雑入五百万円の計上は、十七年度事業に係る消費税還付金を見込計上しております。

七款、一項・町債、一目・下水道事業債は、説明欄記載のとおり、特環に係る辺地債三百三十万円、下水道債一千五百九十万円、合併浄化槽整備事業に係る下水道債三百七十万円の合計二千二百九十万円の計上でございます。

九頁、歳出についてご説明いたします。

一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費は、職員一名分の給料等を各節のとおり計上しております。十九節では会議等負担金及び補助金として、各地区の水洗便所改造資金の借入利子を補給するもので、既存分四十七件と新規分十件を見込計上しております。三目・漁業集落排水管理費は、八節・報償費で処理場日常管理の謝礼として、前年並みの年間三十六万円を計上、十一節以降、処理場の管理費を計上、三目・大島地区の漁業集落排水管理費として、百六十七万一千円計上、四目・農業集落排水管理費は、前方、柳、浜津地区の農業集落排水管理費でございます。前年度当初予算と比較しますと、約三十一万七千円の減額計上でございますが、主なものは柳地区の電気料でございます。四目・農業集落排水管理費として、四百二十五万円を計上しております。五目・公共下水道管理費は、笛吹地区の管理費で、主なものは電気料と電気工作物の点検委託料でございます。五目・公共下水道管理費として、四百七十七万六千円を計上しております。七目は、今年度より供用を開始する合併浄化槽管理費を新設しまして、各節記載のとおり、汚泥引抜など維持費八十四万七千円を計上して、一款、一項・総務費の総額を一千七百万六千円としております。

二款、一項・施設整備費、一目・漁村再生整備費は、斑地区に係る各節の費目設置でございます。二款、一項・施設整備費、三目・公共下水道事業費は、笛吹地区の下水道でございます。九節・旅費以下、需用費、役務費、事務機器のリース料

等、関係事務費を各節のとおり計上、十五節・工事請負費は補助単独合わせて（黒島ポンプ、単独分舗装）三千三百二十万円を計上し、三目・公共下水道事業費として、三千四百七十七万九千円を計上しております。四目・合併浄化槽整備費は、昨年度に引き続き十件分の合併浄化槽の設置として、九百三十一万六千円を計上しております。以上、二款、一項・施設整備費の総額を四千四百一十万円としております。

三款、一項・公債費で、一目・元金八千二百四十四万四千円の計上は起債元金償還分の計上で、二目・利子二千八百十八万六千円の計上は、七年度以降の長期借入金、辺地債、下水道債、一般公共債に係る利子の計上でございまして、一項・公債費の総額を一億一千三十三万円としております。

四款・予備費に五十六万三千円を計上し、平成十八年度の小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額を、一億七千二百万円といたしております。

以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） 次に、議案第三三三号、平成十八年度小値賀町渡船事業特別会計予算の提案理由の説明を求めます。

産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏） 議案第三三三号、平成十八年度小値賀町渡船事業特別会計予算について提案理由をご説明いたします。

平成十八年度歳入歳出予算総額は、それぞれ六千二百六十万円を計上いたしております。前年度当初予算と比較し、百二十万円の減額となっております。主な要因は、平成十七年四月の職員異動による人件費の減少でございまして、

それでは、歳入歳出事項別明細書により概要をご説明いたします。

七頁をお開き下さい。

歳入の、一款・渡船事業収入、一項・はまゆう営業収入、一目・旅客運賃収入三百三十五万三千円計上、一節・一般旅客運賃収入で二百八十七万円、二節・定期旅客運賃収入四十八万三千円を見込んで計上いたしておりますが、残念ながら利用者の減少が毎年続く現状にございます。二目・荷物運賃収入では、六十万円を計上、三目・郵便物航送収入二百十四万円、四目・雑入百三十二万六千円を計上いたしました。次に二項・さいかい営業収入では、一目・旅客運賃収入七十四万四千円計

上、一節・一般旅客運賃収入で六十二万二千元、二節・定期旅客運賃収入八万二千元を見込んで計上いたしております。
二目・荷物運賃収入二十五万一千元、三目・郵便物航送収入四十八万六千元、四目・雑入二百四十二万八千元を計上いたしました。

次に、二款・国庫支出金、一項・国庫補助金二千八百七十四万四千円。

三款・県支出金、一項・県補助金一千六十万八千元を、それぞれ平成十八年度航路損益計算に基づき算定し、計上いたしました。

四款・繰入金、一項・一般会計繰入金二千百万円は、渡船事業費財源不足のため、一般会計から繰り入れにより計上いたしました。

五款・繰越金は、前年度繰越見込額百万円の計上でございます。
次に、歳出についてご説明いたします。

一款・渡船事業費、一項・渡船管理費、一目・渡船総務費一千百七十二万六千元は、職員二名分の人件費が主なものでございますが、先に申し上げましたが、四月の職員異動により前年比百七十三万一千円の減少となっております。二目・はまゆう運航費は、二千四百一十一万八千元を計上いたしました。二節・給料で七百七十三万九千元、三節・職員手当等五百四十七万五千元、四節・共済費百八十三万円、七節・賃金で臨時船員賃金百五十三万円、九節・旅費六千元、十一節・需用費六百五十八万六千元、十二節・役務費七十四万三千元、十四節・使用料及び賃借料九万二千元、十九節・負担金、補助及び交付金十一万七千元、二目の前年比は、七十万七千円の増となっておりますが、職員手当及び燃料高によるものが主な要因でございます。次に、三目・さいかい運航費は、一千八百六十八万五千円を計上いたしました。二節・給料で八百三十三万一千円、三節・職員手当等五百七十七万七千元、四節・共済費百九十五万五千元、七節・賃金で臨時船員賃金百五十一万二千元、九節・旅費二万六千元、十一節・需用費九十七万七千元、十二節・役務費六十四万五千元、十四節・使用料及び賃借料二万九千元、十九節・負担金、補助及び交付金十一万円、三目の前年比は、職員手当は減少いたしておりますが、はまゆう運航費と同様に燃料高によるものが主な要因で、三万八千円の増となっております。二項・営業費、一目・郵便物取扱費百十八万円を計上いたしました。

二款・公債費、一項・公債費でございますが、「第三はまゆう」及び「さいかい」建造に伴う長期償還金元金五百八十六

万三千元、同じく長期償還金利子九十一万七千円を計上し、公債費総額を六百七十八万円といたしております。

三款・予備費につきましては、十一万一千円を計上いたしております。

以上、提案理由をご説明いたしました。

ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（近藤一輝） 次に、**議案第三四号、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算の提案理由の説明を求めます。**

診療所事務長

診療所事務長（吉元勝信） 議案第三四号、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算の提案理由を説明いたします。

国は、医療費の抑制を図るため改革大綱を示し、将来的に大幅な医療費の縮減を念頭に二年ぶり医療費の大改正を四月に行う予定で、今回の改定は、診療報酬を全体で過去最大の三・一六%引き下げ（医療費ベースでは約三千五百億円圧縮）となる見込みです。また、将来的にも、順次医療システムを改革して社会保障費を抑制する方向のようです。診療所に直接関連があるものとしたしまして、診療報酬本体分の一・三六%引き下げ分では、初診料、再診料をはじめとする診療収入全体の減、薬価・材料価格一・八%引き下げ分では、投薬料分の減収と同時に医薬品代等の経費減が予想され、前回と比較して、今回は歳入・歳出両面で大きな影響があると考えられます。

こういった診療報酬改定による影響と一般会計繰入金の減額を念頭に、医療諸経費の縮減等の対応を図りながら、本年度の事業運営を行う計画にいたしております。

第一条は、歳入歳出予算の総額の定めでございまして、四億二千七百二十万円（前年度当初予算比較二千二百二十万円、五・五%の増）といたしております。

第二条は、歳出予算の流用に関する規定でございまして、

それでは、説明書事項別明細書の七頁から予算の概要について説明いたします。

歳入では、一款・診療収入、一項・入院収入で五千四百二十二万円（前年度比一〇%減）を計上いたしております。前年度の実績とこれまでの動向を勘案し、医療費のマイナス改定分を見込んで予算化しております。内訳といたしましては、一、目・国民健康保険診療報酬収入を五百四十万円、二、目・社会保険診療報酬収入を十万円、三、目・老人保健診療報酬収入を三千八

百四十万円、四目・一部負担金を四百八十一万円、五目・その他診療報酬収入を百万円、六目・標準負担額収入、これは入院に係る食事費分でございますが、四百四十一万円計上いたしました。二項・外来収入は、三億三千九百八十一万円（前年度比一二・四％増）を計上しておりますが、入院同様の分析を行い、内訳といたしまして、一目・国民健康保険診療報酬収入七千六百八十万円、二目・社会保険診療報酬収入二千四百万円、三目・老人保健診療報酬収入一億六千八百万円、四目・一部負担金五千一百万円、五目・その他診療報酬収入二千百万円で、五目の内訳といたしまして、各種健診分四十万円の十二ヶ月分、生活保護費分四十二万円の十二ヶ月分、特老診療分三十一万円の十二ヶ月分及び役場健診、施設健診分等の七百四十四万円計上でございます。外来につきましては、整形外科及び血圧循環器の患者さんの伸びが大きく影響しているものと考えております。

二款・使用料及び手数料、一項・使用料、一目・施設使用料で、入院患者の寝具代と医師住宅使用料収入として七十二万円計上、二項・手数料、一目・文書料で、介護保険診断書料、各種診断料などを百四十万円計上し、二款・使用料及び手数料を二百二十二万円（前年度と同額）といたしております。

四款・繰入金、一項・他会計繰入金、一目・事業勘定繰入金で、へき地直診運営費補助金と医療機械購入事業に係る施設整備費補助金を四百万円計上、二目・一般会計繰入金で離島医師確保補助金一名分百八十万円、辺地債、過疎債及び各種へき地診療所に係る交付税措置分他として一千三百二十万円を計上し、一項・他会計繰入金を二千九百万円（前年度比四一％減）といたしております。事業勘定繰入金は、昨年度からへき地直診運営補助対象額が下がっておりますので、大幅な減額といたしております。

五款、一項、一目・繰越金は、前年度繰越見込額一千万円の計上。

六款・諸収入、一項、一目・預金利子では、一千万円の計上。二項、一目・雑入、一節・給食収入で入院患者の付添者等の給食収入八十五万円、二節・雑入で保険外の医療材料など自費分として百二十九万九千円を計上し、二項・雑入を二百四十四万九千円にいたしております。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費の主なものといたしまして、一節・報酬で一万四千円計上は、診療所運営協議会委員の報酬二回分でございます。二節から四節までの人件費分は、二名の医師とその他の職員分一億三千五百三十五万二千円を計上しております。七節・賃金五百四十四万七千円は、看護師、給食、掃除業務の臨時雇賃金。

八節・報償費四百三万四千円は、心臓外来、整形外来及び土・日曜当番医の応援に係る医師診療謝礼を計上しております。十一節・需用費は一千万円の計上で、医師住宅の改修により増額になっております。十二節・役務費で、通信運搬費、各種保険料等二百八万五千円を計上。十三節・委託料は、施設の管理・保守点検及び各種業務委託料として一千四百九十一万一千円の計上。十四節・使用料及び賃借料は、各種事務機器のリース料と借上料などの三百六十七万七千円計上でございまして、電子カルテのリース料が増加しております。十九節・負担金補助及び交付金は、医師会、各種協議会負担金と心臓、肝臓、泌尿器科、整形外科並びに眼科の専門外来医師招へい負担金、旅費補助及び看護師の招聘費用等の三百五十五万七千円計上で、一項・総務管理費を一億七千九百二十七万円といたしました。二項、一目・研究研修費は、百九万三千円の計上で、これらにより、一款・総務費は、一億八千三十六万三千円（前年度比一・一%増）となります。

二款、一項・医業費、一目・医業用機械器具費一千二百四十七万二千円の内容といたしましたは、各種医療機械器具の保守管理料が主でございまして、その他として、十四節・使用料及び賃借料で、在宅での医療酸素濃縮器賃借料七台分他として四百六十四万七千円計上。十八節・備品購入費で、医療器械として心臓・血圧の的確な診断のため、血圧脈波検査装置他の導入経費として二百二十一万二千円計上でございます。二目・医薬品衛生材料費二億一千六百四十三万六千円は、十一節・需用費で薬品代を診療報酬の五〇%、一億九千八百万円、衛生材料費六百五十万円、検査用試薬代六百万円、酸素ボンベ代五十万円及び血液代四十万円の計、二億一千四百四十万円を計上。十二節・役務費で、各種送料とホルター心電計の解析及び外注検査料として五百三十八千円を計上いたしました。三目・寝具費は四十五万円計上し、一項・医業費を二億二千九百三十六万円といたしました。二項、一目・給食費では、十一節・需用費で厨房の消耗品費、燃料費、入院患者の給食に係る材料費など五百四万円を計上し、二款・医業費は、二億三千四百四十万円（前年度比一〇・九%増）でございます。

三款、一項・公債費では、長期借入償還金の、一目・元金一千三十九万八千円、二目・利子九十四万七千円の計上で、一項・公債費を一千百三十四万五千円（前年度比一八・六%減）といたしました。

四款・予備費に百九万二千円を計上いたしましたは、これは、各種の軽微な予算増額変更に対応する主旨のものであります。

以上、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出予算に係る概要を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―	休憩	午後	三時	二分	―
―	再開	午後	三時	十三分	―

議長（近藤一輝）　再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入りますが、本案については、特別委員会を設置して付託する予定でございますので、質疑に関しましては総括的なこととどめ置き願いたいと思います。

議案第二七号から議案第三四号までの、平成十八年度小値賀町各会計予算について、全会計にわたり、歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

浦　議員

四番（浦　英明）　十八年度の小値賀町一般会計予算について質問いたします。

十八年度歳入歳出の合計額がですね、二十八億六千二百万円、これが十七年度見込額二十九億二千六百五十万円と比較しましてですね、六千四百五十万円の減額というふうになります。

この減額の内容を見ますと、公債費は除きまして五款の、農林水産業費が三千五百八十七万四千円と、それから九款の、教育費三千五百九十二万二千円の減額が主なものであります。

それで、緊縮予算で苦慮されていることは存じますが、当町の基幹産業である農業・漁業の支出を削減することなく、特に振興費については、もっと力を入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか？

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―	休憩	午後	三時	十六分	―
―	再開	午後	三時	十八分	―

議長（近藤一輝）　再開します。

町　長

町長（山田憲道）　お答えいたしたいと思います。

一番の産業関係では、畜産牛舎の建設の分がですね、当初では国・県の補助関係がまだはつきりしていないということで、

当初予算には上げておりません。

今から畜産関係につきましても、五百五十から六百五十頭ということで、基本方針を決めておりますので、その点につきましては、ちゃんとやらせていただきたいと思います。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 厳しい財政事情の下で、公約、議会における答弁で、「予算措置したい」と答弁したそれらについて、予算化する意図で予算編成に当られたと思います。

平成十八年度一般会計当初予算総額は、二十八億六千二百万円で、前年度当初予算比二千九百万円増の、ほぼ同規模予算となっております。

歳出予算に係る財源内訳を見ますと、国庫支出金で三億九千二百一十五万五千円、構成比が一三・六七％、地方債一億三千六百九十万円、構成比四・七八％、基金繰入金三億八百九十一万四千円を含む他の財源三億八千八百八十四万四千円、構成比一三・三一％、地方債で一般財源扱いの臨時財政特例債九千二百万円を加えた一般財源十九億五千三百一十萬一千円、構成比六八・二四％となっております。平成十七年度当初予算における一般財源十九億六千九百七十萬円、構成比六九・五三％と比較して、これもほぼ同額の計上となっております。

国庫補助負担金の一部が一般財源化され、交付税に算入されたにも関わらず、平成十八年度国の地方財政計画による地方交付税総額は削減されている上に、前にも申しましたように、国調人口の減とあいまって今日までのような一般財源の確保は到底見込まれないと私は思っておりますために、収支改善の目標をきちんと掲げ、計画的に歳出の削減、自主財源の確保に急ぎ努めなければならないことは十分町長もご認識のことと思います。

ここ数年の予算編成を見ると、地方交付税をもう初めに抑えてですね、基金を充当した予算編成となっております。本年度においても、基金を三億八百九十一万四千円繰り入れて、地方交付税を十五億八千万円に抑え、財政収支を見ながら基金にまた繰り戻すというような考え方ではなく、当初から予想される交付税を計上するような積極的な予算編成を私はしていただきたいと思っております。

本予算案は、年間の経常的経費（義務的経費）と、振興実施計画に基づく本年度事業の一部を計上した予算総額二十八億六千二百万円に係る一般財源充当額は、十九億五千三百一十萬一千円で、あと積み残しの事業及び事務事業に対応する財政の今

後の見通しと、振興実施計画を策定する上においては年間を通した収支計画が立てられていると私は思っておりますが、そのことについてどのような計画になっているのかお尋ねをいたします。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えいたします。

まず、地方交付税のことですけれども、議員さんも大変ご承知のとおり、地方交付税の来年度の見込みを大体概算で弾いております。それをですね、百パーセント予算化するというようなことは県からも指導がありますけれども、過剰な予算になるということ、大体一割から二割引いて予算計上をいたしております。それがいけないというわけではありませんけれども、最初から出すというのですね、例えばの話ですけれども、十六億入るのを十六億組んで、もし入らない場合というのがありますのでですね、そういうふうなものを避けてですね、少なく抑えて一応その足りない部分を基金でまず補っておくというふうな方向で以前からもやっているとありますけれども、私はその方向は間違っていないと思っておりますので、これからもその方向でやりたいというふうに思っております。

それから、一般財源のことですけれども、一般財源でこれからどうなるかという問題ですけれども、実質的には、最終的な小値賀町の一般会計の予算額というものは大体二十九億前後になるのではないかとこのように思っております、その内、大体一般財源の総額が二十億前後、まあ「前後」と言ってはおかしいですけども、それぐらいになるのではないかなというふうに予想しております。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 財政課長は、一応控えめに地方交付税を組んで、まあオーバーな、当てにもならないような交付税を組むのはこれは赤字の原因となりますのでね、それはちょっと無理だと思うんですけど、私は逆な考えをもっております。

ある程度、交付税をですね、九〇%なり百%近く出してですね、自分の考えで試算した額をですね、オーバーなものは出ませんけれども、それを出しておいて、そして交付税が決定した段階です、もし不足の場合は、財政調整基金なり何なり基金を繰り入れるという方法で、私は財政課長と反対の考えをもっております。交付税を抑えて、なんか側から見ても、活力がないですね、交付税をある程度出して、もし、このくらい来るだろうという交付税が来なかった場合は、基金で調整せんと赤字になりますので……。それの方が私はベターじゃないかなと……。財政運営については、その方が本当じ

やないかなあと、私の考えはそういうふうに考えます。

それとですね、今、振興計画を立てた場合、予算総額が二十九億という数字が出たんでしよう、振興実施計画の事業もみんな入れた場合ですね、そうした場合、二十億の一般財源があるということですけど、これ二十億なるでしょう。地方譲与税とかいろいろ入れますとですね。ですけど、あとの九億という財源の見込みがあるのかどうかということですけど、これは財政課長が自信をもって言われるから、私も「いや、そうではありません。」と言えませんが、総括質問でございますので、私はこの程度で止めときます。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えいたします。

予算規模が二十九億で一般財源が約二十億ですね、その他の九億というのは特定財源がありますので、国県支出金、それから起債ですね、それからその他の収入という合計でまかなえるというふうな計算をしております。

しかし、これが確実にまかなえるかと言うと、そうではないと思っております。基金は十八年度の内はですね、一応三億円程度崩しておりますけども、それを全額返せるかと言うとそうではないというふうに思っております。

先ほど、ちよつと訂正がありました、地方交付税は『二割減』と言いましたけども、そうじゃなくてですね、大体二千万から三千万ぐらいの減額で今度の当初予算は組ませていただいております。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） それじゃあ確認しときますけども、先ほど申し上げました、交付税を優先するか、用心して基金を初めから充てとくかということについては、やはり初め答弁されたとおりの考えでございますか？

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） 私は、その方がいいと思っておりますが、上司が「それでは駄目だから、松永議員さんの言うとおりにしろ。」と言われればそのようにしますけども、私個人としては、その方向でやりたいというふうに思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

八番（伊藤忠之） 先ほどの、一般会計の提案理由の中で、財政課長が述べましたけども、振興実地計画事業の中で各年度の総事業に占める一般財源を一億円に抑えていきたいという、これは特別会計を含めてですね、そのように述べました。

その中で、今回の当初予算で、一億円以内に収まっているのかどうか、確認のためにお伺いいたします。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えいたします。

当初予算で、特別会計を含めた投資的経費の中に占める一般財源は、約五千六百万円でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） ほかに質疑もないようですから、おはかりします。

議案第二七号から議案第三四号までを、この際、議長を除く十一人の委員で構成する『予算特別委員会』を設置し、これに付託して、なお期間は、会議規則第四十六条第一項の規定により、三月十二日までに審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二七号、平成十八年度小値賀町一般会計予算、議案第二八号、平成十八年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算、議案第二九号、平成十八年度小値賀町老人保健事業特別会計予算、議案第三〇号、平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計予算、議案第三一号、平成十八年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算、議案第三二号、平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計予算、議案第三三号、平成十八年度小値賀町渡船事業特別会計予算、議案第三四号、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算の八件については、議長を除く十一人の委員で構成する『予算特別委員会』を設置し、これに付託して、三月十二日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定しました。

おはかりします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第七条第一項の規定により、黒崎政美議員、立石隆教議員、横山弘藏議員、伊藤忠之議員、岩坪義光議員、松永勇治議員、末永一朗議員、浦 英明議員、小辻隆治郎議員、土川重佳議員、加山雅徳議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を予算特別委員会委員に選任することに決定しました。

予算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第八条第二項の規定及び第九条の規定により、互選していただきます。

しばらく休憩します。

―	休 憩	午 後	三 時	三 十 六 分	―
―	再 開	午 後	三 時	三 十 六 分	―

議長(近藤一輝) 再開します。

予算特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けましたので報告します。

委員長に横山弘藏議員、副委員長に土川重佳議員、

以上のとおりであります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日、三月九日から十二日まで休会とします。

三月十三日は、午前九時三十分より開議します。

なお、三月九日、十日は予算特別委員会となっておりますので、よろしく願います。

―	午 後	三 時	三 十 六 分	散 会	―
---	-----	-----	---------	-----	---